

本的な姿勢というものをお示し願いたいと思いま

す。

○山橋政府委員 入学に関してその入学というもとのと密接に関連のある形でその寄付金がもし收受されておれば、税法上は入学に関するものというふうに解釈をせざるを得ないわけでございます。

したがいまして、その限りにおきましてはわれわれはそれを寄付金控除の対象という形で認めるわけにはいかないというふうに考えております。その形がよしんば後援会という形をとろうと何という形をとろうと、その形式いかんにかかわらず入学に関して行われる寄付である限りはそのように考へるべきものというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 じゃ、一番目は先ほど御答弁のありました受け取った学校側ですね、学校法人側であります。これはいま文部省から答弁がありましたように入学金の使途というものは施設費、設備費それから経常費、こういうふうな方向に分かれてくるようになっておりますね。そこでさつきの議論とまた少し食い違つておるのでよ、議論としては矛盾があるわけです。ここで先ほど源泉徴収の給料の問題がございましたが、経常費といふのがある、あるいは借入金の返済になつておるというふうな点から見ますと、これはやはり受け取った学校法人がそういうものの費用の一部に充てていて理解できるというふうに私は考えるのです。そうしますとその点は当然課税の問題が出てくるというふうに私は考えるのですが、いかがですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、学校法人は収益事業による所得のみがいわゆる課税の対象でございます。しかしながら、この寄付金を受けること自体は、いわゆる税法でいう収益事業に係る収入であるというふうには見られないわけでございまして、したがいましてその収入 자체に対する課税の問題は起きないかと思いますけれども、その支出の段階におきまして、もしそれが経常費という形で、たとえば役職員の給料等の増額等に回され

るというふうな場合には、源泉徴収課税の問題が起るわけでございまして、われわれといったしまして日常の事務の中で、この学校法人等に対する源泉監査ということはしばしばやっているところでございます。

○川崎(寛)委員 それでは第三番目の親と子の関係、これは相続税法上でいけば、二十二条ですね、教育の費用といふのは贈与税とみなさない、こうしたことになつておるわけであります。おりますけれども、一千万を超す、あるいは三千万だと、そういうふうに思ひます。つまり、世間の常識を超えておる問題ではないか、経費といふには、私は理解できないと思うのです。これは世間がそうだろう、こう思います。

○大倉政府委員 御質問の御趣旨は私なりによくわかるつもりでござりますし、そのまま放置していい問題ではないと個人的には感ずるわけでございますが、税法上の問題といたしまして、親が学校に対してした寄付を入学する子供に対する贈与といふのは、結構な構成するかどうか、そこにはやはりかなりむずかしい点があるうかと思います。

○大倉政府委員 ちょっと、大臣からお答えいたしました前に。

御質問の中にございました相続税法の規定は、私の先ほど申し上げました表現によりますれば、お父さんなりお母さんが子供さんにじかに金渡される、それは贈与でござりますから、それを贈与税の対象にどこまで入れるか。たとえば岡山県に親御さんがおられる。東京に子供さんが入学しておられる。毎月毎月、下宿代とか生活費で五万円なら五万円送金される、それは贈与でございま

すが、しかしそれは生活なり教育のために通常必要な範囲では贈与税を課さないということをごいまとして、先ほど私が申し上げたのは、入学金と

子供さんが入学が可能になつたという、実際の間接的な受益と申しますか、それがないとは決して申しませんけれども、やはり入学金を出したことがすなわち父兄から入学する子供さんへの贈与であるというふうに構成することは、これはなかなかむずかしいのではないか。さらにくどく申せば、贈与であると構成するためには、そのための受益度が寄付をしなかつた方、あるいはもつと

少ない寄付をした方よりも多くなくてはいかぬとか、いろいろな物差しがまた別途必要ではないか。

○川崎(寛)委員 大分苦しい解釈を、私はしてい

ましょから、やはり本件は寄付をした側から直接に受益を受けるのは学校の側である、子供に

対する贈与として構成するのは無理ではなかろうかというのが、ただいまのところ率直な感じでございます。

〔委員長退席、野田(毅)委員長代理着席〕

○川崎(寛)委員 ただ、相続税法の二十二条の三の二には「扶養義務者相互間ににおいて生活費又は教育費に充てるためにした贈与に因り取得した財産のうち通常必要と認められるもの」というふうにちゃんと規定があるわけですから、そろしますと、その規定というののはつまり「通常必要と認められるもの」でしょう。それから「生活費又は教育費」というふうに、そのところは特定の便益を受けすることは想定しないわけですよ。ですから、この相続税法の二十二条の三の二を素直に読めば、私はいまの状態というのは正常だとは思わないのですよ。大蔵大臣、いかがですか。正常ですか。

○大倉政府委員 ちょっと、大臣からお答えいたしました前に。

御質問の中にございました相続税法の規定は、私の先ほど申し上げました表現によりますれば、お父さんなりお母さんが子供さんにじかに金渡される、それは贈与でござりますから、それを贈与税の対象にどこまで入れるか。たとえば岡山県に親御さんがおられる。東京に子供さんが入学しておられる。毎月毎月、下宿代とか生活費で五万円なら五万円送金される、それは贈与でございま

すが、しかしそれは生活なり教育のために通常必要な範囲では贈与税を課さないということをごいまとして、先ほど私が申し上げたのは、入学金と

子供さんが入学が可能になつたという、実際の間接的な受益と申しますか、それがないとは決して申しませんけれども、やはり入学金を出したことがすなわち父兄から入学する子供さんへの贈与であるというふうに構成することは、これはなかなかむずかしいのではないか。さらにくどく申せば、贈与であると構成するためには、そのための受益度が寄付をしなかつた方、あるいはもつと

どうですか。これ、教育費でしょう。

○塩津説明員 教育費です。

○川崎(寛)委員 文部省は教育費だと言つているのですよ。その教育費というものに対する考え方

が、大蔵省は自由自在に変わるものですか。

○大倉説明員 入学金も教育費に入ると思いま

す。

○川崎(寛)委員 文部省は教育費だと言つているのですよ。その教育費の機会均等に反するといふ

くために、どうお考えでありますか。

○塩津説明員 教育の機会均等に反するといふ

ればならぬ、こういうふうに考えます。

そこで、文部省としてこれらの点を改善してい

くために、どうお考えでありますか。

○塩津説明員 教育の機会均等に反するといふ

ればならぬ、こういうふうに考えます。

て、早急にそこで基本的解決に向かって努力するということをございますので、私どもはその努力を促しつつ、その推移を見守りつつ、さらに適切な措置を打つてまいりたい、かように考えております。

○川崎(寛)委員 大蔵大臣、いまのこういう実態を財政の責任者としてどういうふうにお考えになるか。冒頭、医師の子弟が医学部で七割、これは四十八年ですけれども七割、歯学部で四五・六%、こういふ回答があつたわけですが、つまり過半数以上が医師の子弟であるというのは否定できなさいまの実態です。

そういう状況を見ますときに、そういう医師の階層が、これだけの無理な入学金を、いま毎年毎年つり上げているわけですから、そういう状態が続いているわけです。私はこれはまさに正常ではない、こう思いますが、医師の優遇税制と私は無関係ではない、こう考えます、その点、大蔵大臣いかがですか。

○坊國務大臣 いまお述べになられました問題は、社会問題、教育問題等から考え方として絶対に好ましい問題ではない、何とかしてそういうようなことは是正していかなければならぬ問題だ、かのように私は考えます。

ただ、税に関して申し上げると、これは大蔵省で相談したものでも何でもありません。私に答えると、こういうお言葉でござりますから、私は私の考えを申しますと、入学に当たりまして、入学金だとか、いまの寄付金だとかいったものを納めるのは、子供が持つていくか親が持つていくか、そういうことは関係ありませんけれども、一体これを持つてていく者はだれか、それを納付する者はだれか、ということを考えてみますと、これは入学する子供にはそれだけの経済能力がもともとあるわけではありませんから、保護者の立場にある親あるいは扶養義務——扶養義務というものはそんなに無制限なものじやないと思いませんけれども、保護者の立場にある親が、これはやはり子供が入学するに当たって、子供でなしに親がストレートに入

学金を学校に納めるというふうにやつておるんだ。これは納付義務者がだれというようなことは別に制度上私は規定してなかろうと思ひますけれども、要するに、保護者の立場にある親が、子供を学校に入れてもらうためにストレートに学校へ入れよう私は現在解釈している。しかし、千万円も三千万円、五千万円といったような金がそういうふうなことで学校へ納められておる、この事態は、これは何としても改めていかなければならぬ。しかし、これを税制によって処理していくということはなかなか困難なことであろう。

そこで、これはやはり人様に押しつけるわけじやございません、税は税として考えていかなければなりませんけれども、教育問題として、また社会問題として本当に真剣に考えていかなければならぬ問題である。私は私個人の考え方としてそういうふうに考えております。

○川崎(寛)委員 この問題は、いま文部省から今後改善の方向について基本的な立場が述べられましたが、私は私学といふのは、学問の自由とうものをする立場からしますと、金は出されけれども介入してはいけないと、この問題も一画面はあると思います。一面あると思ひますけれども、ただ今まで相談したものでも何でもありません。私に答えると、こういうお言葉でござりますから、私は私の考え方を申しますと、入学に当たりまして、入学金だとか、いまの寄付金だとかいったものを納めるのは、子供が持つていくか親が持つていくか、そういうことは関係ありませんけれども、一体これを持つていく者はだれか、それを納付する者はだれか、ということを考えてみますと、これは入学する子供にはそれだけの経済能力がもともとあるわけではありませんから、保護者の立場にある親あるいは扶養義務——扶養義務というものはそんなに無制限なものじやないと思いませんけれども、保護者の立場にある親が、これはやはり子供が入学するに当たって、子供でなしに親がストレートに入

によつてそういう悪循環を断ち切つていくといふことのためには進めなければならない面もあるだろ、こう思います。

ありますから、これらの点について医学教育とくとくのものを前進させるために、では大蔵大臣として今後の方向をどう進めようとするのか、あるいはこの問題について大蔵省としてどういう検討をしようとしていくのか。これは主税局の担当ではないかもわからぬですけれども、大蔵大臣ひとりでありますから、これ以上はお答え申しがねる答弁してください。

○坊國務大臣 税の扱いとしては、今日のところ、私がいま申し上げました(川崎(寛)委員「税のこと」と言つてはいるのではない」と呼ぶ)それで、教育の問題、それから社会問題といたしましては、教育の問題、それから社会問題といたしましては、これは大蔵省が真っ正面から取り組んでいく問題ではないかと思うべき問題だ、かように思つております。

この問題は、いま文部省から今後改善の方向について基本的な立場が述べられましたが、私は私学といふのは、学問の自由とうものをする立場からしますと、金は出されけれども感します。だから、そういうふうなことができるだけないよう持つていくのが当面の政府の指導、政府がそういったような方向に一緒になってやつっていくべき問題だ、かように思つております。

○川崎(寛)委員 もう一度、しつこいようですが、文部省がこの問題改善のためにこれからいろいろ検討し方針を出すと思います。われわれもそれなりに検討したいと思います。だから、いまの大蔵大臣のお言葉からしますならば、文部省がそういうものを出してきたら、それに対しても大いにこたえるという、文部省を少し応援し過ぎるかな、という財政責任者の姿勢だといふうに理解してよろしいですか。

○坊國務大臣 いまどういうことをお考えになつておつしやつておるのか(川崎(寛)委員「文部省が言つたことに(耳を)あなたがおつしやつておるが、私は頭が悪いからそこまでよくわかりませんけれども、それはどういうふうな案を出してくるかということによりまして、いま文部省が出

してきたものなら何でもかんでも、そういう方向ならもう何でもかんでも御承認申し上げるという考え方というものがおのずからござりますから、私はどういう御意思でおつしやつたのかわかりませんけれども、財政の立場はござります。そのこと

この政策には調整ということが大変必要なことしようとしていくのか。これは主税局の担当ではないかもわからぬですけれども、大蔵大臣ひとりでありますから、これ以上はお答え申しがねる答弁してください。

○川崎(寛)委員 私学振興のためには大いに努力してほしいという要望を申し上げておきたい、こう思います。

そこで、私、税制との関係、つまり社会保険診療報酬課税の特例の問題と関連をしてちょっと先生申し上げましたが、四十九年の十月に税制調査会が答申をいたしました。この税調の「社会保険診療報酬課税の特例の改善に関する答申」といふものの中には「診療報酬の七二%を必要経費とする現行の課税の特例は、かつては、医師に一定の所得水準を保障するため、単価を補てんする役割をもつて出发したが、現時点では、むしろ、以上のような各種の観点から社会保険医に対する特別の配慮としてとりあげることができよう。」今

日、私立医学部のあるいは歯学部の過半数以上を医師の子弟が占める、こういう状態は、所得水準の保障といふ当初の考え方からいたしませんならば、明らかに今日はもうそれとは違う現実であるなりに検討したいと思います。だから、いまの大蔵大臣のお言葉からしますならば、文部省がそうふうに思います。

そこでこの問題は大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、先般三千億円の減税をいたすことになりました。いずれ本委員会で議員提案の法案を審議することになるわけであります。その際に、各党の書記長、幹事長会議で約束といいますか、合意をいたしました点は、五十三年度に不公正税制については改正を大いにやるという一項目があるわけですね。そこでその一項目がありますが、その際に、各党

いうのはありますけれども、この医師の問題については税制調査会も繰り返し言つてきておるわけでありますから、書記長、書記局長、幹事長会談の合意に基づいて、当然租税特別措置法の中の大さなテーマでありますこれについては五十三年度に改正する方向に努力する、いかがですか。

○坊國務大臣 税制を公正にしていかなければなりません、これは立法上もそれから運営上も常に公正にしていかなければならぬということは、私は、税制に与えられた一番大事な——むろん必要経費の金額を集めること大事でございますけれども、そのほかに、国民に信用してもらうためにはやはり公正であることが一番必要なことだと思います。さような意味におきまして、いやしくも財政当局は絶えず税制の公正化ということを考えております。五十三年度にはやはり相当な程度の税制の改正ということが行われなければならないと私は思いますが、そのときにも、公正にやつていこうということは一番大事な目玉であろうと私は思います。そういった際に、いまおっしゃられました医師課税といふことは、これはもう真っ先に検討していかなければならぬ問題であるということは痛感いたしております。

ただ問題は、これは御承知のとおり大変複雑なる税制でございまして、それを公正化するためにやつていこうと、これは私が大蔵省へ入る前のこととございますけれども、診療費課税といふものは医療全体に非常に關係の深い問題であるから、そこでこの医療全体といふものを十分検討して、その実相と申しますか、これをよく追求いたしまして、そしてこの診療費課税、医師に対する課税といふものを公平にやつていこうと、去年の四月閣議において決定されて、その後厚生大臣のもとに何か専門家会議といったようなものを作つられて、そこで検討しておられるといふうに私は聞いております。その検討も、これは政府の閣議において決めたことでござりますから、これを無視してしまふわけにもまらない。その検討の歩みと申しますか、その経過と申しますか、その進捗状

況といったようなものもよくこれをにらみ合わせつつ、この問題を解決すべく取り組んでまいりました。

私は元来、この税制につきましてはどうしたって、不公正と言われておるその不公正の税制をできるだけ速やかに改定していかなければならぬことを強く主張した人間でございますが、今日も私は人後に落ちぬと思つております。ほのかの方々がどういうふうにお考へになつておるか知りませんけれども……。ただしかし、現実の問題といたしまして、今日大蔵省、財政当局として、これを閣議で決めたそいつたよなルールも何も無視してしまつて、そうしてやつていこうといふようなことになると、かえつて混乱を生じてしまう。この実情を見きわめながら運んでまいりたい。厚生省に対しましても私は、このことをぜひ促進してもらいたい、こうすることを申し上げておるような次第であります。ぜひ御趣旨に沿つてまいりたい。そのときはぜひよろしくお願ひいたします。

○川崎(寛)委員 大蔵大臣の昭和四十九年三月六日の本委員会におけるこの問題についての御発言、私は詳細に拝見しました。大変強い意思、意見を持つておられるという点は十分に承知いたしておりますし、またいまのお言葉で私は信用いたします。

そこで、ただ、いまも大臣が言われましたように、大変複雑な状態になつてゐる。そのことをどうほぐしていくかということが問題であろう、こう思ひます。

そこで、自民党内閣のこれまでの姿勢、ずっと昭和二十六年以来やつてくれば長い議論になりますか、あれはいたしませんが、三木総理は本委員会で約束をしたことなんかもうすっかり忘れておるわけです。その前の年の三月に三木総理は本委員会で約束をしたことなんかもうすっかり忘れてこの閣議決定をしておるわけでありますけれども、この閣議決定に基づいて、五十一年の九月に専門家会議ができましたですね。武見太郎氏が議長。そうしますと、私は大蔵省にお尋ねしたいのですが、この専門家会議の結論が出なければ税制調査会がお出でおる答申すら前に進まぬ、こういふことになつたのですか。

○大倉政府委員 その点は私どもはそのように考へております。そこで、たゞ、いまも大臣が言われましたように、大変複雑な状態になつてゐる。そのことをどうほぐしていくかということが問題であろう、こう思ひます。

そこで、厚生省の方と厚生省の専門家会議といふものとの間のクロスの仕方、議論の進め方の前に、まず何年くらいかかるのか、どういう方向にあるかというのが一つ、それから税局長は、しかしこれにはとらわれないといふふうに言つておられますけれども、難関があるということをはつきり言つておられるわけですね。

そこで、今後厚生省と大蔵省の問題に入るわけありますけれども、この昨年の四月二日の閣議決定といふのは、「社会保険診療報酬課税の特例措置について、その取扱いを閣議決定したところであるが、医療問題全般とのかかわりの重要性、複雑性にかんがみ、厚生大臣のもとで医療問題に関する専門的学識経験者の意見を体系的に聴取するための具体的措置をとり、「適切な措置を講ずるものとする。」本当にくどくど回った閣議決定をしておるわけです。その前の年の三月に三木総理は本委員会で約束をしたことなんかもうすっかり忘れてこの閣議決定をしておるわけでありますけれども、この閣議決定に基いて、五十一年の九月に専門家会議ができましたですね。武見太郎氏が議長。そうしますと、私は大蔵省にお尋ねしたいのですが、この専門家会議の結論が出なければ税制調査会がお出でおる答申すら前に進まぬ、こういふことになつたのですか。

えどおりませんし、厚生省にも、この閣議決定に基づきましてできました医療問題専門家会議の結論をできるだけ急いでいただきたい、その結論が非常に時間がかかるということであるならば、それはあえて結論が出るのを待たずに何らかの税制上の措置を講ぜざるを得ないかもしれないので、できるだけ急いでいただきたいということを申し上げておるのが現段階でござります。

○川崎(寛)委員 厚生省にお尋ねします。この医療問題専門家会議といふのは昨年の九月発足をし、今まで四回会議をやっておるようではありますけれども、聞くところによると二年が三年かかるのです。知らぬじやなかつたけれども、一つの大前をさく難関ができておつたわけなんですね。大臣になつてみたら、「薄々知らぬじやなかつたのです。知らぬじやなかつたけれども、一つの大前をさく難関ができておつたわけなんですね。その難関があるのを横へ回るとか何とかといふようなことははとてもやれるわけじゃない。どうしたつてこの難関はできるおるんですから、何とかして突破しなければならない。」こういうふうに言つておられますけれども、難関があるということをはつきり言つておられるわけですね。

この問題は厚生省の方は二、三年かかるでしょう。こういうふうな話でありますけれども、いま主税局長は、しかしこれにはとらわれないといふふうに答えておられる。そうしますと、厚生省として、大蔵省の税制調査会の方と厚生省の専門家会議といふものとの間のクロスの仕方、議論の進め方の前に、まず何年くらいかかるのか、どういう方向にあるかというのが一つ、それから税制調査会といふが大蔵省の方との詰めの仕方といふものをどう考えているのか、伺いたいと思ひます。

○中野説明員 お答え申し上げます。

先生のお話にございましたように、昨年九月来四回ほどの会合を持ち、現在ヒヤリングを積み重ねておるという段階でございます。もちろん最終的には税制の問題は大蔵省当局の御判断にまつべき問題でござりますけれども、厚生省といたしましては、諸般の情勢にかんがみて、この専門家会議の結論と申しますか、それをできるだけ急いでおるわけござります。なお、意見といふな暗黙の理解はあるということを申し上げておき

六

○川崎(寛)委員 ただ、税調の方も大分トーンがダウンしておりまして、医療問題専門家会議が検討しておるので早く出してくれ、こういうことを五十二年度のこれでは言つておるわけでありますから、その点はやはりそこを見ておる、こういうことになりますね。その点は先ほどの主税局長の答弁としますとちょっとニュアンスが弱い感じがしてありますけれども、これはいずれにしまして

うのはそれぞれ根拠法があるわけですから、そろ
しますと全体の法体系の問題もあるわけですし、
ただ単にいじればいいという問題でもありません
から、ぜひひとゝ本委員会にそうした小委員会を設
置をして取り組んでいくという方向にお進みいた
だきますことを委員長にお願いしたいと思いま
す。

○野田（穀委）長代理 後刻理事会で協議をさせ
ていただきます。

○野田(毅)委員長代理 後刻理事会で協議をさせ
ていただきます。
○川崎(寛)委員 終わります。
○野田(毅)委員長代理 川口大助君。

○川崎(賀)委員 紹れります
○野田(毅)委員長代理 川口大助君。
○川口委員 まず大臣にお尋ねします。

○川口委員 まず大臣にお尋ねします。

私、国会一年生でありますので、議会のルールもしきたりもよくわからぬのでありますか、しかし、大臣の本会議における答弁というのを若干お

粗末でございませんか。

○坊國務大臣 一生懸命にやつたつもりでござ
三、四、御批判は一々参考にてこります。

○**川口委員** 私も三月四日党の代表で本会議で廢止するが、御指摘は十分参考といたしました。

間の機会を与えられまして總理と大藏大臣に質問

したわけであります。ルールがわからぬと申しますのは、大体、質問するここ二決まりました。

けますのは 大体 質問することに決まりますし、そ
ら、大蔵担当から自発的に参りまして、一体ど

いう内容をお尋ねになるのか、あるいはこの答

はだれがしたらしいのかといふような細かな打合せもありつゝつけらるります。ム、切らして

合せがたれであります 私も初めでありますからそれに自分としては懇切丁寧に自分

意思を述べたつもりであります。大蔵大臣にも

つほどお尋ねをしましたし、また、総理も答弁
の一、二、三は「賛成」、「これまでも

しやすいように私はセブ項目に分類いたしました。項目は七つござりますというふうに前段お断りいたしました。

てお尋ねしたわけであります、大蔵大臣は、

上へのこのご参りまして、総理大臣と全く同じ

ありますとそれ、きりもん、帰つたわれで
ね。これが一体いまおつしやられるような誠意

る答弁でしようか。

○坊國務大臣 私に、議会の答弁は、時間が大事な時間なんだから、できるだけ重複を避けて

そして簡単であるべしということがございましたので、そこで、総理の答弁をずっとお聞きしておったのですが、これはどうも私に残された答弁は、私の聞き漏らしも無論あつたと思いますけれども、余りない、かように考えましたので、そこであいさうお答えを申した、こういうことでございまして〇川口委員 そういうことがあると思いまして私はあらかじめ原稿も渡してあるわけです。十分目をお通されたと思っておつた。確かに若干のてにをはは本会議の質問の際には訂正をいたしましたが、内容的には変わつておらぬのであります。

特にその際、私は大蔵大臣に対して、大蔵大臣のおつしやつた言葉を引用して、たとえば私どもが大蔵大臣に予算編成前にわが党の要望を持ってまいりました際には、大蔵大臣は、どうも仕切りがなくて立ち上がりつた相撲のようなもので準備が万端じやない、こういうふうにおつしやつた。また、この席では、どうも急行列車に飛び乗つたようなものだ、さっぱりどうも準備がないといふうなことをおつしやいましたので、私はその一つを例にとりまして、本会議場で、五十二年度の予算というものはそういう状態であるので、果たして健全財政というものなり、あるいはまた税の見直しなり、高度成長から低成長に変わつた、そういうものに対する配慮を十分できなかつたのじやないか、大蔵大臣どうだそ、ういうとまがあつたのか、こういうお尋ねと、ただいまいろいろ論議がありました医師の優遇税制について、特にあなたに私はお伺いをしておるわけであります。その点については総理からは全然お答えがなかつたわけであります。

本会議といふものはどうも再質問がございませんので、まあそれっきりございましたが、その後、初めての質問の機会でありますので、この際私は、いま一度本会議における答弁について、もうひとつの懇切にやつていただけないものかといふうに思つております。

特に総理は、連帯と協調ということを口にした

るかなど、お互に理解し合うということなんです。自分の話を、自分の考えをできるだけ相手に伝える、それによって連帯と協調の基礎は何であるかなど、同じでござりますと言つてそのまま帰つちゃうわけですね。出てくるくらいであったならば、時間がなくとも一言か二言、簡単な言葉の表現で結構なんですよ、こう思ひます。こうでした、というくらいのことが答えられなかつたのは非常に残念でありますので、いま一度お気持ちをお聞かせいただきたいと思います。

○坊国務大臣　国会の審議の時間と、いうものは非常に大事なものでございまして、もしも一言ずつでも総理とダブつたら避けるべきだということを私は考えるに余りに急であつたということをおくみ取りいただきまして御答弁くださるようお願い申し上げます。

そこで、私は税の問題に入ります前に、やはりいま国の財政というのは大変危機にあるわけですね。政府ももちろんこれが打開のために努力をしているわけですが、われわれ議員もまた、それに、できるものは協力をして、一日も早く財政というものを軌道に乗せる努力をしなければならぬ、こういうふうに思うのであります。

そういう点から今回の五十二年度予算といふのを見ますすると、どうもその努力が少し足らなかつたのではないか、こういうふうに思ひますので、本会議の話は終わりましたが、改めてその点について大臣の御意向をお伺いします。

○坊国務大臣　最初引用になられましたが、実は福田内閣が成立いたしましたのはたしか十二月二十四日だったと思ひますが、御承知のとおり、そういうころには本当に予算編成の列車が出発して疾走しておるときだったわけです。そのときに福

田内閣が組閣をしまして、私が入った。私は、本当に率直な話が、疾走中の汽車に飛び乗ったような形で、しばらくは腰がすわらなかつたということがありますと、申し上げておりました。そんなことなら大蔵大臣に就任しなければいいじゃないかというおしゃりもあるいはあるかもしませんが、そういう時期であった。そこで私は、本当に真剣に、一生懸命に、はなはだ行き届かぬ人間でござりますけれども、大蔵事務当局、そうしてわが黨の政調会、それから私と今日までいろいろおつき合いを願つておる専門家等と真剣に話し合いをいたしました。そして私の考えましたのは、この五十二年度予算においては何を眼目としてひとつやつてこうかという見当を定めまして、私はその見当を、すなわち景気の浮揚の問題、財政の健全化の問題、それから日本經濟というものを国際經濟の中に置いてどう歩調をともにして世界經濟に貢献していくかということに見当をつけました。そうして、私は微力ではございませんけれども、全力を挙げて五十二年度の予算をつくった、こういうことでございまして、自分がいま考えてみて、それは私のやつたことでござりますから、あそこもこうやればよかつたとかいうことはたくさんございますけれども、いずれにいたしましても全力を挙げたつもりでござります。

○川口委員 とおっしゃることは、とにかく大変差し迫った段階で大臣を引き受けたけれども、思ったことは一応この予算の中には全部盛り込んで編成をした、こういうふうに受け取ってよろしくござりますか。

○坊國務大臣 さように私は考えてまいつたのをございます。

○川口委員 そこでお伺いするわけでありますのが、この歳出の問題につきましては、いずれ財特法の審議等もござりますそうですから、予算全体の分析につきましては別の機会に譲りたいと思ひます。

ただ、私は、やはり健全財政にするというふうになりますと、私どもの常識では入るをはかつて

出るを制す。こうしうことに努めなければならぬと思うのです。入るをはかるということは、これは歳入の見直しであります。出るを制すといふのは、これまた歳出の見直しといふやうになるわけであります。一体その歳入についてどれほど見直しをしたかといふことが私は疑問なのです。特に税の問題、租税特別措置法の問題なども、私もここでいろいろ論議の内容もお聞きしておりますし、また、いま医師の優遇税制の問題についてもいろいろ聞きましたが、健全財政を求めるには何が努力が足りなかつたのじやないか。どうもこんなことを言つては大変おしかりを受けるかもしませんが、とてもじやないが間に合わなかつた、しかし、何とかつじまを合わせたというのがこれは本音じやないかと思うのですが、そりやございませんか。

○坊国務大臣　当面する日本の国の財政経済の中におきまして、私は、歳入歳出を通じましてぎりぎりの最も適切であるといふ予算を編成したつもりでござります。

○川口委員　私も若干地方自治体に携わつてまいりました。また、小さい会社もやつております。大体、会社などでも予算をオーバーする、二十八兆円の予算に対して三十兆円の借金の残額がある。こういうふうな会社で銀行へ参りましても、これはなかなか金を貸してくれません。自治体の場合でありますても、大ざっぱに言えば、税金と交付税を足した二〇%以上をオーバーすると、これは再建団体の指定になるわけです。そういう意味から言ふと、いまや大蔵大臣は國の管財人のような立場かと思うのであります。管財人の立場は、これは場合によつては情け無用ぐらゐの気持ちを持たないと、なかなか財政の立て直しはできないと思うのであります。それが、先ほど來答弁を聞いておりましても、まあ大体と言つてみたり、総理と同じでありますと言つてみたり、そういうものをお聞きしますと、どれほど財政に対して真剣に取り組んでいるかといふ意向が、残念ながら私はくみ取れないのです。

私は、本会議場で医師の優遇税制について聞きましたのも、いま川崎先生とのいろいろの質疑応答の内容でも私はわかりますが、それだけに、闇議の決定もあることでありますので、本会議であなたの意思を私は議事録に残しておきたかったんです。ところが、御答弁にならないという状態でありますので、私は大臣が本当に真剣に再建団体に取り組んだのかという点が非常に疑問になりましたがために、このよくなお尋ねをしておるというふうに御理解を願いまして、今後ともひとつ特段の御精進をお願い申し上げたいと思うのであります。

それで、大変重複いたしましてなんですが、医師の優遇税についていま一度大臣に私の立場でお尋ねをいたしますので、「一体決意のはどはいかなるものか、くどいようであります、いま一度私に対するお答えをいただきたいと思うのです。

○坊田務大臣 先ほど来お答え申し上げたとおりでございますが、御希望でございますので、それではもう一度お答え申し上げます。

医師の優遇課税と申しますか、診療報酬に対する課税の特別の措置というのは、昭和二十七年から八年、そのころに診療費というものをこれは上げなければならぬという議論が起つた。それで、これはたしか吉田内閣のときだったかと思いまますが、そのときに、診療報酬のベースアップはなかなか困難である、そこでひとつ税によつてこれを調整しようというようなことを考えられて——これは大蔵委員会における議員立法でしたね。私はまだほんの一年生のべいべいのときでございましたが、それを行つた。だから、そのときには、診療報酬というものは上げなければならぬものを上げない、それを税によつて調整をするという、そういう擧に出たわけなんですが、その後、いかにもそういったような方式による調整といふものはおかしいじゃないか、二八%、七二%というようなものはおかしいじゃないかということがとうとうなっています。

それから、その後、診療報酬というものを毎年相当程度上げてきた。これはお医者さんの方の側から言えば、これは上げたんじゃない、スライドしたんだ、こういうお話をございますが、その都度その都度、毎年、これはどうしてもこの不公正な行き方というものは変えなければならないということを少なくとも私は主張してまいりました。だけれども、大蔵委員会におきましても国会におきましても、これはなかなかいろいろ御議論が非常に——私と同じような考え方を持ってくだすつておる方もむろん与党、野党を通じておられましたけれども、それが一つの大きな潮流とはなりかねるというようなことでこれは今日まで来ておるわけでございますが、私は今日財政当局者にはからずもなっておりますけれども、私はやはりこの税制というものは変えなければならないということは常に考えておりまして、決して変心いたしておりません。

まして、ぜひともその審議会、相談会における審議というものを促進してもらいたい、こういうことを申しておるようのが現状でございますが、どうしても不公正税制を改める、これは常に改めいかなければならないと考えておりますが、その中の最も大事な問題であろう、私はかように存じております。

○川口委員 わかりました。お気持ちはわかりましたが、結局、お気持ちはありますから、その行動につきましても、大臣の根強いあれを私は信頼いたしたいわけあります。いろいろ困難もあり、かつまた、閣議の決定もございますので困難があると思いますが、そこはひとつ大臣の熱意と誠意で、手直しをするものはして、一日も早く期待に沿うようにしていただきたいというふうに要望申し上げます。

そこで、いま一つの経済の流れが変わりまして、総理も言つておりますが、高成長時代から低成長時代に変わるので、予算の組み方も変わつてくるのだ、こういふうに言つておりましたが、先日私、この税に対する参考人のお話を聞きまして、これまで一年生でありますので、大変ゆゆどういうことかといふと、いまの税制調査会のメンバーにはどうも憲法学者やあるいは人権を擁護する立場に立つた委員が入っていないのだ、そのため、どちらと云ふうに思つておられるのです。私はゆゆしき問題だと思うのであります。税もいわば、これはわれわれの健康にして、経済が優先しまして、人権を守るために論議が少ないので、どうもお話を出たわけであります。これはやはり私はゆゆしき問題だと思うのであります。税もいわば、これはわれわれの健康にして、文化的な生活を営むための一つの手立てであります。したがつて、目的ではないのであります。したがつて、目的はあくまでも国民の健康で文化的な最低生活を保障するということにあるわけでありますから、それを侵すようなことはこれはうまくないと思うのであります。そういう意味で、税制調査会にいまお話をされましたような委員を今度は

加えるか、さもなければ、今までの委員はどちらかといふと高度成長時代に即応した委員であつたから、今度低成長時代に即応するような委員の方と差しかえをなさるようだ。そういうお考へがないかどうか伺いたいと思います。

○大倉政府委員 先日の参考人の御意見は、私も詳細な記録を拝見いたしまして、ある参考人の方から、政府の税制調査会の御審議の中で、個別の立場の人たちからする権利擁護という姿勢が乏しいのではないかという印象を受けておりました。

審議は非公開でございますが、私としては從来の経緯でそういう印象を必ずしも持つておりませんが、私は若干、それにおやつといふ感じがして、その記録を見ておりました。

そのような御批判があるのでございまして、税制調査会に、国会での御審議の模様は詳細に御報告しておりますので、参考人の方の一部からそのような御批判がございましたと、それはやはり大事なことでございましょうから、適当な機会に税制調査会の責任者である方も残念ながら判決のそういうものを読んでおらぬということであったわけであります。これは、読む読まないのは是非は一応おくとしても、素朴な國民から見ると、税を担当しておる大臣が、あるいは税をいろいろお調べになる調査会の最高責任者がそういうものに無関心であったという印象は必ずしもプラスじゃないと思うのです。大臣は別といたしましても、特に税制を専門に扱つておる税制調査会がそういう裁判所の判例をよく目を通さないというふうなことはいかがなものであろうと思ひますが、この点について大臣はどうお考えですか。

○坊國務大臣 税制、財政を預かっておる私にいたしましても、それから税制の調査委員の方々にいたしましても、あらゆるものについて目を通していく勉強していくといふことが大変大事なことでございますけれども、しかし何しろ守備範囲が相当広い——これは弁解するつもりは毛頭ございません、相當広いものでございますから、全部にわたってお聞きいたしましたものが所得税関係四、法人税関係二十七、登録免許税関係六、計三十七項目ということになつています。

○川口委員 私自身も委員の皆さんの経験等は存じ上げておりませんので、だれが適任でだれが不適任だかわからないのであります。ただ少なくとも一部の人とはいいながら教授と名のつくよう

な方々からそういう御批判があるということは残念でありますから、そういう御批判のないような取り扱いをぜひお願ひ申し上げたいと思います。

○大倉政府委員 次に大臣にお伺いしますが、よく税に関する裁判でいろいろ判例、判決の中に税に対する裁判官の意見が付されるような場合がありますが、大臣はそういうものは関心を持つてお目をお通しでございましょうか。

○坊國務大臣 まことに申しわけございませんが、余り読んでおりません。

○川口委員 私、なぜ大臣にそういうお話をしたかと申しますと、実はこれも参考人の御意見でありましたが、税制調査会の責任者である方も残念ながら判決のそういうものを読んでおらぬということであったわけであります。これは、読む読まないのは是非は一応おくとしても、素朴な國民から見ると、税を担当しておる大臣が、あるいは税をいろいろお調べになる調査会の最高責任者がそういうものに無関心であったという印象は必ずしもプラスじゃないと思うのです。大臣は別といたしましても、特に税制を専門に扱つておる税制調査会がそういう裁判所の判例をよく目を通さないといふふうなことはいかがなものであろうと思ひますが、この点について大臣はどうお考えですか。

○川口委員 そのうち今回お手をつけられた、とおもふと表現があれですが、改正をいたしましたのは何項目ぐらいござりますか。

○大倉政府委員 先ほど申し上げましたのは改正後の姿でございまして、改正前に比べまして廃止をいたしましたものが所得税関係三、法人税関係二、その他一、計六項目、それから縮減をいたしましたものが所得税関係四、法人税関係二十七、登録免許税関係六、計三十七項目ということになつています。

○川口委員 締減いたした項目は、一つ一つ拾うのは大変でしようが、概括でもいいのですが、どういう考え方で、いかなる基準で締減の金額とか率とか、そういうのをお定めになりましたか。

○大倉政府委員 これは実は、ちょっと時間をとつて恐縮でございますが、五十一年度改正の方から御説明しなくてはならぬかと思いますが、從来、租税特別措置は、三十年代から四十年代の前半にかけまして産業関係、企業関係の特別措置がかなりふえてまいりましたことは事実でござります。

四十代の中ごろになりますと、私どもなりに、内部留保の充実とか国際競争力の強化という方面の使命はほぼ終わりつつある、今後は環境の整備

とか、そういう方面に重点を移していくなくてはならぬであろう、そのためには、最近歳出で言われておりますような考え方でございますが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをやつたらどうか、新しいものを新しい要請に応じてつくるならば、既存のもので役目を果たしたもののは逐次整理をするということにしてくれないかという方針をとりまして、約十年近くを経過いたしました。その間、全体として租税特別措置による減収額の国税総収入に占める比率を漸次縮小いたしてまいりましたが、五十年度に非常に大幅の歳入欠陥に当面いたしまして、今後財政再建のためにあらゆる努力が必要になる。そのためには、世の中不公平と言われている税制については全部洗い直しをしてからないと、歳出面における合理化と税制面における不公平と言われるものの縮減、合理化をして、そういう努力をしながら将来ある時期で負担の増加をお願いするということを納税者の皆様の御納得を得るよりほかに方法がないのではないかということで、一昨年の八月からその作業に入つていただいたわけでございます。

一昨年の八月から暮れまで四ヶ月かけましていやる不公平と言われる制度を全部洗い出していた

ときもかなり多數の項目の縮減、合理化をやらしていただきました。量においても質においても約三分の一の縮減になつたと私どもは思っております

が、これが企業関係でございます。

それを受けまして、五十年度が企業関係を中心にしておりましたので、五十二年度は五十一年度

度に手をつけなかつた利子配当を取り上げる。一方で企業関係につきましては、五十年度の大

幅な整理の後でございますので、しかも五十年度

では期限の到来しないものも対象にして縮減を図りましたので、五十二年度では今回期限の到来するものを中心にして引き続き同じ思想で縮減合理化をしなさいという基準を示していただきまし

て、それに即して先ほど申し上げたような整理の案を御提出しているわけでございます。

○川口委員 私頭の整理をつけるために、どうも

くどいようであります、お伺いします。

結局租税特別措置法といふものは不公平である

わけですね。不公平なことはわかっていてやつて

いるわけですね。今回不公平なものからやめるよ

うにしたということは、不公平を承認の上にあえ

て実施したのが租税特別措置法じゃないかと思う

のであります、それをいま不公平なものはやはりまくなかった、仮に政策目的として正しいも

のであっても税をいじることによってそういうも

のをやるのは誤りであった、こういうふうに理解

いたし方ないではないか。したがって、個別の

〔山下(元)委員長代理退席、保岡委員長代
理着席〕

そのときに税制調査会の中では、これを一遍全部やめてしまつたらどうか、あるいは一つ一つを吟味しておると、それなりに政策を大事にしておる方はそれこそが日本経済のためだと思っておられるわけだから、個別にやつたのでは切りがなからうから、全廃してしまつた一律に切つてしまふか、というようなことをやつたらどうだという御意見が政府税調の中でもございました。ございましたけれども、それは個別の政策に即して判断するよりもいたし方ないではないか。したがって、個別の

とか、そういう方面に重点を移していくなくてはならぬであろう、そのためには、最近歳出で言われておりますような考え方でございますが、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドをやつたらどうか、新しいものを新しい要請に応じてつくるならば、既存のもので役目を果たしたもののは逐次整理をするということにしてくれないかという方針をとりまして、約十年近くを経過いたしました。その間、全体として租税特別措置による減収額の国税総収入に占める比率を漸次縮小いたしてまいりましたが、五十年度に非常に大幅の歳入欠陥に当面いたしまして、今後財政再建のためにあらゆる努力が必要になる。そのためには、世の中不公平と言われている税制については全部洗い直しをしてからないと、歳出面における合理化と税制面における不公平と言われるものの縮減、合理化をして、そういう努力をしながら将来ある時期で負担の増加をお願いするということを納税者の皆様の御納得を得るよりほかに方法がないのではないかということで、一昨年の八月からその作業に入つていただいたわけでございます。

項目に即しまして、政策目的をいまの時点でつくられた当時に比べてどのように評価するか、またそれを今後どの程度縮減していくのが妥当かといふことで個別の吟味にみだねるよりいたし方あるまい。しかし、これは基本的な考え方は税調答申に述べられておりますように、従来のように成長スピードが速いという時期は終わつたのであるから、今後は分配の公平という角度からの要請が一層強まるだろう、したがつて仮に政策目的をよしとしてもそれによって与えるフェーザーは逐次縮めていくべきだという方針をとりなさいという御指示を受けたわけでございます。それを受けまして、五十年度には先ほど申し上げました項目よりもかなり多數の項目の縮減、合理化をやらしていただきました。量においても質においても約三分の一の縮減になつたと私どもは思つております

が、これが企業関係でございます。

それを受けまして、五十年度が企業関係を中心にしておりましたので、しかも五十年度

では期限の到来しないものも対象にして縮減を図りましたので、五十二年度では今回期限の到来するものを中心にして引き続き同じ思想で縮減合理化をしなさいという基準を示していただきまして、それに即して先ほど申し上げたような整理の案を御提出しているわけでございます。

○川口委員 私頭の整理をつけるために、どうも

くどいようであります、お伺いします。

結局租税特別措置法といふものは不公平である

わけですね。不公平なことはわかっていてやつて

いるわけですね。今回不公平なものからやめるよ

うにしたということは、不公平を承認の上にあえ

て実施したのが租税特別措置法じゃないかと思う

のであります、それをいま不公平なものはやは

りうまくなかった、仮に政策目的として正しいも

のであっても税をいじることによってそういうも

のをやるのは誤りであった、こういうふうに理解

いたし方ないではないか。したがって、個別の

とか、そういう方面に重点を移していくなくては

ならぬであろう、そのためには、最近歳出で言わ

れておりますような考え方でございますが、いわ

ゆるスクラップ・アンド・ビルドをやつたらどう

か、新しいものを新しい要請に応じてつくるなら

ば、既存のもので役目を果たしたもののは逐次整理

をするということにしてくれないかといふこと

です。

それが、しかしそれは公害防止のために設備をつく

るということは税の面でもある程度援助していい

できるという恩典でございますが、これまでの政策

税制でございまして結果的には不公平でございま

すが、しかしそれは公害防止のために設備をつく

るということは税の面でもある程度援助していい

ではないかと思っている限りは全廃はしない。し

かし今回御提案のように償却の率は切つていく

改正前が二分の一でございますが、今回提案いたしましたのはこれを三分の一に縮減いたしましてフェーバーの度合いといふものは縮めていく。その場合に、企業関係の特別措置についての縮減の度合いが一番きつくございまして、中小企業関係とか農林漁業関係とか生活環境関係とか、そういうものにつきましてはむしろ、そういう全体のバックグラウンドがありながらなお縮減しないでそのまま延ばしているという項目が、今回の政府案でもかなりの数に上っております。したがいまして政策全体としての物の考え方をおのずから今回の改正案でもお好み取りいただけるのではないかろうか、そのように考えております。

○川口委員 調査会のお考えはわかりましたか、私は、主税局としてこの特別措置によって政策効果といふものをどのように御判断なさつておるか、また御判断のそういう努力をしておるか、伺いたいと思ひます。

○大倉政府委員 これは伊藤委員でございましたがにお答えをいたしたのと重複するかもしれません、個別の措置につきましてその政策効果を計量的にお示しするということは非常にむずかしいものが大部分でございます。先ほど申し上げた例をそのまま使わせていただきますと、公害防止の特別償却がある、だからその施設をつくったということが言いや切れるかどうか。つまり公害防止の特別償却の制度をつくった後で公害防止用の施設が何億ふえたかという結果はわかりますけれども、それがあえたことが環境庁の規制が強まつたからあえたのか、税で援助したからあえたのか、そこをきちっと割り切って御説明するということ是非常にむずかしかろう。海外投資損失準備金も同様でございます。私どもの方に御要望なさる方は、この準備金を縮減されちゃうと私どもはもう海外投資をする元気がなくなっちゃいますからぜひ残してくださいとおっしゃいますけれども、さればといって、準備金があつたから海外投資をしたのかなというと、それはやっぱりそうではない、現地の事情もあり、採算の問題もあり、すべての

事情を勘案して投資はなさっておるはずなんですが、この準備金がなくなつたら海外投資はなくなつてしまつというのは、それは極端に過ぎる。しかしこれあるがゆえに安心をなすつて、若干のリスクを冒して投資をなさつたという面もまた否定できないだらう。しかしそれが量的に、たとえば年間十億ドルの海外投資のどの部分が税のために出ていったのかといふことになりますと、これはちょっと自信を持つてお示しできる数字が出てこないと申し上げざるを得ないかと思うのであります。

○川口委員 私のお聞きする仕方が悪かつたかと思うのですが、政策効果は必ずしもプラスの面ばかりじやなかつたのぢやないかと言いたかつたわけです。いま例に出されました公害の問題につきましては、むしろ私どもは、公害という問題は原因者負担の原則があるんだ。ところがそれを税の軽減ということで補助的な立場、補助金的なもので原因者負担の原則を崩してしまつたのではない、か、こういう問題があると私は思うのですよ。それから輸出の振興につきましても、それが効果があつたかどうかわかりませんが、とにかくそれによつて国際収支のバランスを崩しまして、場合によつてはインフレの要因になつておるかもしね、私はこういうマイナスの面もあると思うのですよ。ですから主税の立場、せつかくつめに灯をともしながら税を取つておるわけですから、その税を輕減していくわけですから、そういう立場に立つてしまつ私が言つたような政策効果といふうなものをお考えになつたことがございませんでしようか。

ございまして、現在御提案している縮減の度合になり縮減のやり方なり、これは私どもとしてもいまでの時点ではここが限度であり、これが最適ではないかと考えて御提案いたしております。

○川口委員 いま攻める、守るのお話が出ましたが、私はむしろ攻めるのではなく守ってきたのではなくかと思うのですよ。高度成長時代によつしゃ、よつしゃということでこれをみんな認めてしまつて、主税では泣く泣くこれを実施したといふうなものではなかろうかと私は思つたわけです。

さてそこで、攻める側の立場から私はお伺いしますが、利子の分離課税です。この点につきましても、これは大体皆さん専門家でありますからわかるように、シャウブの税制改革の際も、この分離課税についてはうまくないもんだ、特に高額所得者が銀行というものを隠れみにしながら脱税の行為につながるようなことがあるというふうに、むしろシャウブの税制改革では敵に成めたよう問題だと思います。今回これも残念ながらどうも全廃ということにはいきませんでしたが、これは五十五年度までこのまま据え置くということになつておるようですが、それでは攻める方の立場から言うと若干手ぬるいものじゃないかと思うのですが、いかがなものでしよう。

○大倉政府委員 これは野党共同のお申し入れの中でも、政府案の三五ではなくて四〇まで上げたらどうか、あるいは実施時期をもつと繰り上げたらどうかという御提案がございました。政府案は三五に引き上げかつ五十五年までは安定させるということでございますが、これは決してそこへ逃げ込むつもりではございませんけれども、税制調査会で非常に時間をかけて御議論をいただきまして、やはり現実に個人の金融資産の選択に不測の混乱をもたらすということは適当でない、しかも本件は五十年度改正で五年間といつて決めてスタートしたものその途中で直そうとしているんだだから、最初に決めた五年間の残りの期間は今回

の四百万円の基礎控除という部分がかなり有効に働いて結果的にその支出額に対する課税割合がかなり低いという状況であろうかと思ひます。

そこで共同お申し入れの中にございました一〇%ということをやつてよろしくかどうか、これは率直に申しまして私どもに若干のためらいがございます。絶対にいけないとまで申し上げるつもりはございませんけれども、やはり交際費というものは本来は企業体として販売促進費の一つの形でございまして、経費として損金性のあるべきものであろう、ただそれを逐次課税を強化しておりて本來経費であるという考え方を捨て切らないままに一〇〇%課税するということには若干のためらいがあるということを申し上げておきたいと思います。

○川口委員 それでは話を先に進めます。どうも時間がありませんで恐縮ですが……。

いま地方財政も火の車になつてゐるわけです。これもシャウブ税制改革の際は従来の中央集権から地方分権の方へ体制を変えるんだ、こういうことで相当地方自治体というものを一義的に考えてきたと思ひます。ところが地方の主たる財源は住民税であり固定資産税であった、法人税、所得税は國の方であつたために、高度成長によつて税の形が中央に集中するような形になつたと思うのです。でありますから、財政的にも中央集権といふ形がいやでもおうでもできちやつた。そこに私はいまの地方自治体の実態があると思うのでありますが、そういう税の配分が果たして現在妥当かどうかということが論議されると同様に、事務の国と地方とのバランス、これも果たしてこのまでいいのかどうかという問題があるわけあります。

したがつて私はこの際、税の体系についてもあるいはまた事務の分量等についても、これは私自ら申しあげられましたから申しわけありません

ですが、ひとつ事務と税の國と地方とのバランスについて根本的に検討する余地がないかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○大倉政府委員 実は行政事務の配分につきましては、私は全く専門家でございませんので、明確なお答えをできる立場にございませんけれども、少なくとも個人的には、一度基本的に國と地方の間、地方の中でも府県と市町村の間の再配分の問題というのをよけて通れないところまで来ているのではないか、そういう感じがしておりますが、それとあわせて、いわゆる財源配分についても新しい目で見直さなくてはならないという要請が当然ある。ただ、その場合に、川口委員の御経験からもよくおわかりいただけると思いますけれども、交付税でない方の、いわゆる国有財源はどうしても偏在の問題が出てまいりますので、偏在の問題と、どうさばくのか、それが一番むずかしいというのがただいまの私の印象でございます。

○川口委員 むずかしいことはわかるわけであります、そのむずかしいのをどう打開するかというものが今後の課題であると思ひますので、どうぞひとつよろしく御検討願いたいと思います。

そこで、時間がありませんので項目的に若干申し上げまして、いすれ税の公平の問題につきましては先ほど大臣からもあるお話をありましたが、やはりどうしても国民の同意を得られるような税体系こういうものがなければならぬと思うのであります。特に、いまの税の不公平の感じという次に、年金に対する非課税であります。一生をすり減らすような形で働いて、細々の年金をちょうどいいする、その年金にも税金がかかる、何とかならぬものかという要望がございます。

さらにまた、いま一つは、これは大変技術的にむずかしいと思ひますが、個人の必要経費がもつと認められるような税の体系と、いうものにならぬものか、こういう点であります。

また、先ほど申し上げました地方を強化する地方税の新しい対策と、いうようなものを、今後税制改正の中で十分ひとつ盛り込まれるような配慮をお願い申し上げたいと思います。

なお、さらにこれもまた一つの提言になるわけではありませんが、いま土地の含み資産というものが相当なものになつていると私は思ひであります。ですから、この土地の含み資産に対する課税の均等、これも必要だと思いますし、かつて行な抜本的な税の見直しをして、国民の同意を得られることも納得ができないのであります。好きこのんであります。

そこで、要望であります、夫婦の共かせぎの税金の問題であります。正直申しまして、これも担当者からなる説明を聞きましたが、私はどうしてても納得ができないのであります。好きこのんであります。

共かせぎをする人は余りないのであります、やはり生活に困つて共かせぎをする。それに対する税の措置というのは少し温情味が足りないのであります。これはやはり夫婦一体論というのはあると思うのであります。内助の功というものがなければならぬわけであります。現に遺産相続等の場合においては三分の一という有利な相続の体制になつておりますが、毎年の所得税の中ににおける控除の割合というのは、子供も全部同じ、ならしの今度は二十九万ですか、そういうかっこうであります、何かここでひとつ妻というものに対する措置を考えいただきたい。

次に、教育費の控除であります。これも先ほどいろいろと川崎先輩等の話がありましたが、いまや中学、高校というふうになつてまいりますと、高校でありますも、もはや義務教育というようなかつこうでありますから、必要経費といふやうになると思うのであります。こういうものに対する控除についてもひとつお考えを願いたい。

次に、年金に対する非課税であります。一生をすり減らすような形で働いて、細々の年金をちょうどいいする、その年金にも税金がかかる、何とかならぬものかという要望がございます。

さらにまた、いま一つは、これは大変技術的にむずかしいと思ひますが、個人の必要経費がもつと認められるような税の体系と、いうものにならぬものか、こういう点であります。

また、先ほど申し上げました地方を強化する地方税法の一部を改正する法律案の中で、御指摘のようないわゆる同一市町村内における軽自動車の移動について、実はこのたび御提案申し上げておりますところから、実はこのたび御提案申し上げております御審議を賜りたい、かようと思つております。

○川口委員 終わります。

○小淵委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。午前一時四十二分開議

○保岡委員長代理 午後一時三十分に再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十七分休憩

午前に引き続き質疑を続行いたします。貝沼次

ます。こういう問題につきましても、ぜひひとつ御検討をお願い申し上げたいと思います。

最後に、せっかくおいでいただきましたから、自治省にお伺いしますが、軽自動車税の月割り課税の問題であります。これにつきましては市町村で若干異なりますが、大体市町村の税の徴収経費といふものは二%から三%であるわけですが、この二%の軽自動車税の月割り課税は、一割以上の徴収費がかかっておられるわけであります。大型の場合は県税であります。これはやはり夫婦一体論といふのと、いうものは二%から三%であるわけですが、これがなかなか生活に困つて共かせぎをする。それに対する税の措置といふのは少し温情味が足りないのであります。これはやはり夫婦一体論といふのと、いうのと、このたび御提案申し上げております御審議を賜りたい、かようと思つております。

郎君。

○貝沼委員 私は、租税特別措置法及びその他につきまして質疑を二、三行いたいと思います。そこで、税の問題と言えばやはり一番関心があるのは、その税制が公平になつておるか、あるいは不公平になつておるか、こういう点だと思ひます。それでいろいろな調査の結果、アンケートその他出ておるものながめましても、現在の税制に対しては非常に不公平であるという批判が高いわけでございます。こういったところから、この不公平税制をどのようにして改めるかということですが、実は私ども大蔵委員に課せられた重大な問題だと思うわけであります。先般の予算委員会におきましても、三月九日の与野党合意のもとにこの修正が行われ、そのときにこの不公平税制の是正ということが一項目挙がっております。これにつきましては五十三年度予算ができるだけ反映をさすというふうになつておるわけでございますが、この問題について政府はどうに具具体現をして、こうお考へになつておるのか、この点について大臣にまずお伺いしたいと思いま

す。

○坊国務大臣 御指摘のとおり租税で一番大事なことは公正であるということであることはもう痛感いたしております。先般いろいろの野党の皆さんからも御要望があつて、そして合意に基づいて税制の追加減税をやるということになつたのでござりますが、そのときにもその点が非常に重要視されました。私どもいたしましては、そのときの御意向といふものを尊重いたしまして、今後とも銘意不公正税制を是正をしていこう、こういふ覚悟でおりますが、しかばね不公平税制と言われておりますこの租税特別措置につきまして、どういうところをどういうふうにこれを修正、訂正していくことについては、目下税制調査会を中心として熱心に検討をしていただいておる過程でございまして、いま具体的に何をどうするというところまではまいつておりますが、ひとつ御了承願いたいと思います。

それについて、これは何%であるべきとか、あるいはこの対象機械はこうであるべきとか、うとこれまで踏み込むことはむしろ適当でないといふようなお扱いになりまして、五十二年度改正以降は基本的指針をお示しいただき、各年度的具体的に取り上げる項目は関係省間の意見調整をまずやって、それを中間に報告を聞き、問題があればさらに指示を与え、そして政府案の決定のときに具体的に報告を受けるというようなり方で、できるだけ重複を避けたいと思いますけれども、世上不公平と言われておりますすべての項目も、まず拾い上げていただきまして、それを政策税制という部分と政策税制以外の税制という部分に区分していただくというのが一昨年の八月以来の作業の第一段階であつたわけでございまして、現在の各種の税法及び特別措置法に書いてございまするももの措置を、政策税制とそれ以外にどのよう分けて議論が進められておるかということについては、すでに資料として当委員会に御提出申し上げてございます。したがいまして、政策税制という分類になつておりますものにつきましては今後とも、五十一年度の大幅な縮減合理化に引き続きまして、同じ思想で逐次縮減を進めてまいりたいというのが税制調査会の御指示でございまして、私もそのように考えて今後とも努力をいたしたいと思っておりますが、五十一年度の大

幅改正の際に税制調査会の方とも御相談を申し上げたわけでございますけれども、何分にも項目の数が非常に多いという点と、もう一つは、一つ一つを取り上げますと非常に技術的である、あるいはきわめて専門的であるという面がございますので、ただいまのところ税制調査会では、基本的な考え方を示すから、その考え方に基づいてたとえば五十二年度にはどの項目をどうするかということを関係省でよく意見調整をして、それで具体的な措置に移りなさい、税制調査会としては適宜その段階でいわゆる中期税制について、中期的な方向についての何らかの答申をできればいただいたい。その後で、五十三年度の具体的な問題を御審議願いますのは、これは好むと好まざるにかわらず、物理的にも新しいメンバーの税制調査会で

お預けでございますが、先ほど私が申

し上げましたある程度の指針をいただいてと申しますのは、実はその答申をいただく段階、その時期を申していただけではございませんで、もう年次答申の審議を開始されますときに、私どもとしてもどうすべきであるのか、そういう具体的なものとしては出しておりませんか、その点どうで

しょうか。

○大倉政府委員 前回の委員会また本日午前中に他の委員にかなり詳しく述べましたので、できるだけ重複を避けたいと思ひますけれども、世上不公平と言われておりますすべての項目をまず拾い上げていただきまして、それを政策税制という部分と政策税制以外の税制という部分に

分けたのが一昨年の八月以来の作業の第一段階であつたわけでございまして、現在の各種の税法及び特別措置法に書いてございまするももの措置を、政策税制とそれ以外にどのよう分けて議論が進められておるかということについては、すでに資料として当委員会に御提出申し上げてございます。したがいまして、政策税制という分類になつておりますものにつきましては今後とも、五十一年度の大幅な縮減合理化に引き続きまして、同じ思想で逐次縮減を進めてまいりたいというのが税制調査会の御指示でございまして、私もそのように考えて今後とも努力をいたしたいと思っておりますが、五十一年度の大

幅改正の際に税制調査会の方とも御相談を申し上げたわけでございますけれども、何分にも項目の数が非常に多いという点と、もう一つは、一つ一つを取り上げますと非常に技術的である、あるいはきわめて専門的であるという面がございますので、ただいまのところ税制調査会では、基本的な考え方を示すから、その考え方に基づいてたとえば五十二年度にはどの項目をどうするかということを関係省でよく意見調整をして、それで具体的な措置に移りなさい、税制調査会としては適宜その段階でいわゆる中期税制について、中期的な方向についての何らかの答申をできればいただいたい。その後で、五十三年度の具体的な問題を御審議願いますのは、これは好むと好まざるにかわらず、物理的にも新しいメンバーの税制調査会で

お預けでございますが、先ほど私が申

し上げましたある程度の指針をいただいてと申

ますのは、実はその答申をいただく段階、その時

期を申していただけではございませんで、もう年

次答申の審議を開始されますときに、私どもとし

ては、たとえば資料としましては、今回この年度

で期限切れとして延ばすのか縮めるのかやめるの

か、措置をしなくてはいけない項目はこれだけございますという一覧表を出しして、大体の方向

を御審議願う、そこから関係各省とも折衝に入る

ことがありますと、税調が基本的な考え方を示した後、事務当局としてかなり作業があると思うわけになります。したがって税制改正を考える、要するに予算の原案をつくる段階でこれは相当議論をしていかなければならぬ問題だと考えます。そうすると、大体もう八月とか九月から恐らく入る

と思いますが、そのためには答申がやはりかなり早く出てこなければならない、こういうふうに思

いますが、この税調の答申はいつころ出るとお考

えで

す。

○貝沼委員 その点はわかりました。

○大倉政府委員 五十三年度につきましては、まことに予想しておりますのは、本年の十月早々にただいまの委員の任期が切れますので、その段階でいわゆる中期税制について、中期的な方

向についての何らかの答申をできればいただいたい。

私は漠然と予想しておりますのは、本年の十月

は改廃、これが問題になるわけありますが、た

だ单にこれは気に入らぬからやめようとか、ある

人は気に入るから残そうとかという考えではない

うふうになつておりますか。

○大倉政府委員 私どもなりに税制調査会にお願

いして、基準となる考え方をお示しいただいてお

るわけでございますが、しかし、それはしょせん

はある程度抽象的な基準にならざるを得ないわけ

でござります。

たとえば既得権化、慢性化を排除

すべしということは、それは創設以来どのくらい

は年数がたつておるかということを考えますときの

一つの抽象的な基準の根元がある、あるいは

政策目的とそれによつて結果的にもたらされる負

担の不公平とのバランスを考えるときに、従来以上に負担の公平という角度を重く見るべきであるという指針をいただいておる。それは、午前中も申し上げたのでござりますが、仮に政策目的として、たとえば海外投資を促進する、それを税制である程度誘導するということをよしとしても、しかし期限が来る都度その与えられる特典の幅は見直して縮減を図つていくといふに具体的には適用をしてまいる。したがいまして、指針として与えられておりますものは、物の考え方としてはかなりはつきり与えていただておりますけれどもとの意見調整にいわばまずはお任せいただいも、それを具体的な措置のそれぞれに適用して、その結果を御報告していくといふやうなやり方でありますかという問題は、これは関係省と私どもともにありますかといふに具体的には適用をしてまいる。したがいまして、指針として与えられておりますものは、物の考え方としてはかなりはつきり与えていただいているだけです。

○貝沼委員 私も何かそういう基準があるはずだと思って、ずっと前からの税制調査会の答申などをあさってみたわけありますが、そうすると昭和四十年、四十三年度の長期答申とかこういうところでかなりはつきりと基準が示されてあります。いまお話をありましたように、政策目的自体の合理性の判定とか、あるいは政策手段としての有効性の判定、付随して生ずる弊害と特別措置の効果との比較考量とかいうような言い方であるよう思いましたけれども、こういうようなつくるときの基準というものが、果たして現在の租税特別措置、措置法にあるものでもいいですけれども、こういうものが全部満足をしておるかどうか、このことは私は非常に問題だとと思うわけです。つくったときははある程度満足しておつても、やはり時間がたつに従つて条件というものはいろいろ変わってくるわけでありますから、そういうようなことを考えたときに、果たして現在あるものに満足しておるかどうか、この点が非常に問題だと思うわけでございます。

そういうようなところを基準にして考えるならば、これは税調にただ基本的な方向づけをしてもら

らって、それをながめて判断するまでもなく、事務当局そのものが一番よくデータを知っているわけですから、これはもうそろそろ見切りをつけるべきであるというような判断があるようと思われるがござりますが、この点についての考えはいかがでしよう。

○大倉政府委員 私どもとしても、できる限りただいまおつしやいましたような気持ちで、いまどざいするものについての洗い直しを進めてまいりたいと思っているわけでございます。

ただ、一言だけあえて申し上げますならば、関係の各省は、それぞれ自分の負わされました産業政策なり環境政策なりあるいは社会政策なりを実現していくために、税制上で何らかの措置を講じてほしいということを非常に強く要望することもこれまでの事実でございます。結局、関係省と私どもとの間の、けはほどの表現をそのまま用いますれば、攻めと守りの結果が、政府全体として、ことはこのぐらいが妥当かというところに落ちついてまいるわけでございまして、やはりかかる政策の場合におきましても、その政策を直接担当している方は、これこそが日本経済を救う決め手であると思ひ込んでやつてこられるわけでございまして、そこを、そう言うな、もう長いことやつてあるから、そこを、そう言つて、もう長いことやつてあるではないかといふことを毎年毎年私どもの間でまじめな議論を繰り返しながら、毎年度の改正にたどり着くという経過をたどるわけでございまます。

○貝沼委員 それから、この租税特別措置法の第一条には「当分の間」こういうふうに非常に漠然とした期間といふものが定められておるわけあります。が、「当分の間」というのはいつのことを言つたのですが、さればといって、いま適用期限を一律で決めるように各省の協力をお願いしておりますので、ある場合にはそれがかえつてあたとなりまして、二年ではなかなかやめられないというので、期限が短いがために、かえつて何度も決めるようにならなければなりません。更新されてしまうという弊害も一般的に言つとなつておられる制度であるように思います。ただ現実には、適用期限を企業関係は大体二年間といふルールで決めるようにならなければなりませんので、ある場合にはそれがかえつてあたとなりまして、二年ではなかなかやめられないといふことで、期限が短いがために、かえつて何度も決めるようにならなければなりません。更新されてしまうという弊害も一般的に言つとなつておられる制度であるように思います。

○大倉政府委員 それから、この租税特別措置法の第一条の要件もほとんどございません。きわめて一般的な軽減でございますが、その他の特別償却は、ちよつとお言葉を返すよう申しわけございませんが、いまのシステムではかなり具体的に、何をかけてほしいうような制度としてきておりまして、それは、むしろ中小企業者の機械の特別償却、これが非常に一般的な決め方をしておりまして、個別の要件もほとんどございません。

○貝沼委員 この租税特別措置を検討する場合に、先ほどから、目的なりあるいは既得権化、慢

らうて、それをながめて判断するまでもなく、事務当局そのものが一番よくデータを知っているわけですから、これはもうそろそろ見切りをつけるべきであるというような判断があるよう思われるがござりますが、この点についての考えはいかがでしよう。

○大倉政府委員 そこは、実はお言葉ではございませんが、特別償却は現行の法制ではございませんが、この点はいかがでしようか。

○大倉政府委員 そこは、実はお言葉ではございませんが、特別償却は現行の法制ではございませんが、この点はいかがでしようか。

○貝沼委員 この租税特別措置を検討する場合に、先ほどから、目的なりあるいは既得権化、慢

ておりますが、昭和五十三年度の自動車排出ガス規制適合車の早期普及を図るため同規制に基づく運輸省令において定められる保安基準に適合する乗用自動車の物品税について、その課税標準を昭和五十二年度において一台につき二万円減額、それから五十三年四月一日から八月三十一日までの間においては一台につき一万円ということだと思いますが、こういうような租税特別措置は私は非常に疑問に思つておるわけあります。この問題は、当初五十一年といふものが目標であったのが五十三年まで来たわけあります。このこと自体にます疑問がある。この点はどうしてこういうふうに延びたのでしょうか。

○大蔵政府委員 規制そのものが当初一般に期待されていたのよりも少し遅くなつてしまつたのでありますからお答えをすべき問題でございませんが、ちょっと私、お答えできる自信がございませんが、環境省からお答えをすべき問題でありますと、今回は課税標準から二万円という定額を引くだけ、後の時期では一万円を引くだけござりますから、実際の通常の大きさの車の場合で計算をしてみますと、従来の恩典に比べますと恩典の幅が大体八分の一ぐらいたい圧縮されておるというふうに考えておりますので、まあ政策目的を全く否定し去らないという限りにおいて恩典の幅は極力縮減するという全体の考え方には一応乗せたつもりでございます。

○貝沼委員 那れなんですか、要するに五

十三年の四月から五十三年規制の車、それにどうもだけの立場から申せば、いわば從来になかつたような新しい規制が実質的に始まつた、五十年度はともかくとして、五十年度にさりにきつた規制が一般的に始まつた、そのときに、規制適合車しか生産できないという時期よりも前に規制適合車を売り始めるという努力に対しても税制上も援助をしていいではないかということと踏み切りをして、かなりの優遇を与えることで法案を通過させていただいたわけでございます。

今回の最終規制というのは、もはやこれが最終規制であるから、その規制開始の時点以後は、そ

れに合格しない車は一切つくれないのである。な

おかつここでもう一遍恩典を与えるという必然性がどの程度あるかということをすいぶん議論いたしましたが、やはり環境政策として、

最終規制を完全に行う、そのためには規制車しか乗れないといういわゆるリードタイム終了の前規制に適合する車を早くつくつて消費者に提供するということについてはそれなりの恩典を与えます。しかし、今までほどの大きな恩典でなくともいいけれども、やはり政府としてもこれを支援するという立場だけは崩さないでほしいという環境省からの強い御要請がございまして、結果的に、先ほどおつしやいましたような恩典を今回の改正案に盛り込んでございます。

ただ、その恩典の幅は、従来の課税標準で四分の一、ある時期を経た後八分の一といふものに比

べますと、今回は課税標準から二万円という定額

を引くだけ、後の時期では一万円を引くだけござりますから、実際の通常の大きさの車の場合で

計算をしてみますと、従来の恩典に比べますと

恩典の幅が大体八分の一ぐらいたい圧縮されておる

といふうに考えておりますので、まあ政策目的を全く否定し去らないという限りにおいて恩典の幅は極力縮減するという全体の考え方には一応乗せたつもりでございます。

○水野説明員 確かに先生のお話のよう、二万

円なり三千円なり物品税が軽減になつた場合に、

その車が直ちにその金額だけかかるという制度的

な保証はないわけでございますが、その規制適合

しない車に比べましてそれだけ安く売れるという

ことは、販売上やはり相当なメリットとして働く

わけでございますから、車をお買入になる方に対

して、販売政策に当たりましては相当な効果があ

ると私どもは聞いておるわけでございます。昭和

五十年度規制に際しましては相手などの四分の

一、前回四分の一軽減を実施したわけでございま

すが、その後の車の販売状況を見てまいりますと、

五十年度、五十年度の八月の期間、猶予期間中

までにおきましては、規制適合車の販売割合がか

なり高くなつておるわけでございまして、最終的

な五十年八月ころになりますと、七〇%以上の

ものが適合車の方が売れる。その分だけはいろいろな技術的な適合措置のために価格が高くなつて

いる、あるいは燃料の消費も多くなつておる車で

はございますが、販売の割合としては七割、八割

ないのです。買ひ人は、自分がどれだけ安い車が

買ひえるかどうかということなんですね。いまの話

ですと三千円なんですね。三千円安くしてくれる

からこれは買ひた方が得だと思ってユーチーがそ

んなに飛びつくかということですね。これは買ひ

及につながるかどうかということは、売れるか売れないかということであつて、つくつた、つくらないと、いうことではないと思うのですね。したがつて、こういうようなことを考えたとき、果たして物品税二万円あるいは一万円安くすることが、適合の自動車の普及に対してそれほど効果があるのかどうかということですね。

そこで、ひとつ伺つておきたいのですけれども、たとえばいま八分の一になつたわけですから、ざつと計算して百万円ぐらいの車で三千円ぐらいと言つておきますから、前の制度でございますと二万三千円程度と言つておきますが、そういうような優遇をした場合、果たしてこれが政策の目標に対してどれだけの効果があつたのか、この点についてお伺いします。

○水野説明員 確かに今回の措置といたしましては、課税標準が二万円の軽減でございますから、税額としては三千円程度でございます。しかし、各メーカーといたしましては、これを一台、一台出すというわけではございませんで、やはり万台なり十万台出す。こういう適合車をそれだけ出せば、それだけ物品税の軽減の額は大きくなるわけ

でございますから、車を買ひになる方に対して、他社に対する競争力を持てるといふことで、買ひ出せばこの程度の販売政策がとれる、これによつて他社に対抗できるとか、ほかの規制に適合しない車に対してこれだけの競争力を持つてゐるといふ、全体として恐らく販売政策を組み立てることと思われますので、一台ごとの金額といつてしまつてはその程度ということではございますが、全体としてはその程度ということではございますが、全体としてはやはり私どもそれなりの適合車普及のための効果はあるものと考えておるわけでございま

す。

○貝沼委員 そうですか。私は自動車を自分で買ひますからわかるのですけれども、要賦を払つておきますから、買ひ人には関係するに会社がどんなに得しよう、買ひ人は関係ないのです。買ひ人は、自分がどれだけ安い車が買ひえるかどうかということなんですね。いまの話ですと三千円なんですね。三千円安くしてくれるからこれは買ひた方が得だと思ってユーチーがそ

んなに飛びつくかということですね。これは買ひ

人がいなければ普及はしないわけですね。会社がどんなに宣伝しようが、どんなにいい車だと言おうと、つくろうと、買う人がないければ普及はないわけありますから、だから会社全体として一台三千円でも大きな金額になるということは、余り意味がないのじやないかと思うのですね。この点いかがですか。

○大倉政府委員 物品税に即して御判断いただきますと、貝沼委員のおっしゃるような角度からの御批判は確かにあらうと思います。ただ、同時に御税で自動車取得税でも同様の措置をいたしておりませんので、いわばユーザーに直接響くと申しますか、その分野は取得税、それからユーザーにやる気を起こさせるというところは物品税というような組み合わせで考えたらどうかというのが今回のお提案の一つの考え方ではございます。

○貝沼委員 この法律の政策目的、これが普及によるわけですね。ですから、いま局長がおっしゃいましたように、メーカーがやる気があるとかないとかということは、ここには別ないのでですね。それから、やる気があらうがなかろうが、これは期限が来たら全部そなへなければならぬわけがあります。ただ、この法律の目的といふのは、そのやる気があるとかないとかにかかわらず、できるだけ早くそういう低公害の車が出回るようにしたいというのが念願なんですね。そういうふうなところから考えると、私はこの法律で求めおるような普及効果といふものはさほど期待できぬのじやないか。ゼロと言つては言い過ぎでしようけれども、恐らくほとんど関係ないのでないかと思うわけあります。そうなつてくると、この法律といふのは、これだけ税制の公平を阻害し、しかも悪評高い租税特別措置の名のもとにやるといふことはいかがなものか、こう思つておるわけですね。そんなに無理をしてまでつくらなければならぬ法律ではないのではないか。もつとすんなりとする方法、税制によらずほかの政策をもつてやる方法は、彼らもあるのではない、こう考へるわけありますが、この点はいかがでしょ

うか。

○大倉政府委員 確かに政策効果と比べた場合に、ただいま御提案しております物品税だけの部分で一〇〇%期待できるだらうかという点についての御批判は十分拝聴いたします。ただ、政策目的は、やはりおっしゃいますように、ある時期まで来ればもう適合車しかつくってはいけない、そ

の場合に、その時期までじつと待たないで、できるだけ早くつくつて消費者にそれを使ってもらおう、そういう意味で私、やる気という表現を使つたわけでございますが、メーカーにそういう気を起してもらうための手段としてどうであろうか。非常に効果があるためには、実は一台二万円ではなくて、従来のように課税標準の四分の一というもう一つの要請との間で、どこかで接点を方もあるかもしませんが、そこはやはり特別措置によるフェーバーはできる限り縮めていきたいと思います立場もぜひ御理解いただきたい、そのよう

に思います。

○貝沼委員 それから、今度はその期限が来まして、また業界なりその立場の方から、やはりちょっと無理だからもうちょっと延ばしてくれとか、そういうようなことはないとはどうも断定できないと勇断をもってこれをやらなければ、これから当局が詳しいデータを持ってるわけありますから、ただ答申に頼るだけでなく、もちろん答申の意見は尊重しなければなりませんけれども、もう一度いつ一つ厳格に、しかも事務当局が詳しいデータを持つておるわけでございまして、ひとつ私どもの置かれております立場もぜひ御理解いただきたい、そのよう

に思います。

○水野説明員 現在の規制措置は五十三年規制、NOでござりますと〇・二五グラム、これが最終規制値であるといふような内容になつておるわけでございます。これに対しましてはよく頭に入れまして今後やつていきたい、かよう思ひます。

○貝沼委員 それからもう一点お尋ねしておきたいと思います。

それは貸倒引当金、この要綱の中にも出ておりました。本来これは法人税でございますが、この金融保険業の貸倒引当金については繰入率を千分の八から千分の五に引き上げるという改正が今度あるようあります。都市銀行の貸し出し残高に対する実際の貸し倒れ残高の割合、こういうものは一体どれくらいになつておるのか、この点についていかがですか。

○大倉政府委員 都市銀行につきましては、全国

け早く普及していくだくという意味で優遇措置を講ずるわけでございますが、規制そのものに対する対応体制はほぼ達成できるようなふうに私ども聞いておりますので、そういう御要望が出てくるということ自体ます余りないのではないかと私も考えておるわけでございます。

○貝沼委員 大臣、こういうように一つ一つ細かく見ると、これが果たして租税特別措置として必要不可欠のものである、こういうことが言えるかどうか、ということが実はまだあるわけですね。

それで私は、初めにこの租税特別措置の洗い直しという問題はもう一つ一つ厳格に、しかも事務当局が詳しいデータを持つておるわけありますから、ただ答申に頼るだけでなく、もちろん答申の意見は尊重しなければなりませんけれども、もう一度いつ一つ厳格に、しかも事務当局が詳しいデータを持つておるわけでございます。それで、金融保険業の貸倒引当金を甘く見ると、これは必要かもしれませんけれども、しかし余り

算ともに金融業が上位を占めておるわけであります。これはもう御存じのとおりいろいろなデータで出でるわけあります。そこで、金融保険業の貸倒引当金が残るところではありますから、こういうところに対してはもっと厳しい実情に即した対策をとるべきではないかと考えるわけですが、

この点はいかがでしょうか。

○大倉政府委員 この点は、貸倒引当金は、制度

といたしましては政策税制以外の税制といふ分類に入ながら、なおかつ法令上の繰入率が実情に比して緩ぎに過ぎると思われる部分は引き続き圧縮に努めるべきである、そういう立場から、四十七年以来ずっと縮減を続けてまいっております。て、大体四十七年の千分の十五に比べますと今回の改正を予定しております千分の五といふのは三分の一まで圧縮してきたということになるわけでございます。方向としてはおっしゃるような方向でござります。方向としてはおっしゃるような方向でござります。方向としてはおっしゃるような方向でござります。方向としてはおっしゃるような方向でござります。

ただそこで一点申し上げておきたいのは、全国会で当委員会で村山委員からも御指摘がござりますが、この点はいかがでしょ

下期の貸出金総額が五十二兆六千二百八十五億円でございまして、これに対して貸倒引当金を七千五百九十九億円、これは期末で持っておりますこの間の貸し金償却額は十五億円でございまして、貸倒引当金に対します比率は千分の〇・〇三といふことになります。

○貝沼委員 千分の〇・〇三という数字でございまして、これで何とかなう程度の貸倒引当金であります。ただそれと比較すると、この規制の開始前にできるだけ多く貸出金を出す

考るかという点が、だんだん繰り率を下げていますと、いよいよ現実の問題として出てまいりますと、いよいよ現実の問題として出てまいります。

実際に貸し倒れとして償却しております金額は非常にわずかでございますが、それはやはり非常につけあしきにつけ金融機関は取引先となるべく倒してしまいたくない、何とか手当をしてつぶさに持つていただきたいことがございまして、それは国税庁が税務上これはどうにも取りようがないから償却してよろしいという判断になつたものが償却額として現実に出てきておる。私がこういう場所でそういうことを申し上げるのは非常に影響があり得るので今まで抽象的にしか申し上げていないわけでござりますけれども、やはりここ一、二年の実情を見ますと、本当のところは貸し金の中身にかなり問題が出てきつてある、そのように思います。それを銀行検査のときなど今までいわゆる分類資産として整理して銀行を指導していくかという問題とあわせまして実績というものをどう判断していくかという問題が一つあるようには思いますが、その点は、村山委員にお答えいたしましたのは、たとえば銀行検査で第四分類としているような貸し金は、これは貸し倒れ実績に計上すべきものには等しいものと考えて実績を比べてみたらどうなるかとか、ここから先はかなりきめ細かい吟味を加えてみませんと、これは実際に相手が本当に破産してしまったから取りようがないといふものだけが償却額として出でるという、そこだけで問題すべてを判断してよいかどうか、その点が現実の問題としてここから先には出てくるであろうということだけは一言申し添えておきたいと思います。

○貝沼委員 時間がないようありますから、預金保険制度もあるわけでありますし、余りにも率が離れ過ぎておる。千分の〇・〇三と千分の五とか八とかという数字でありますから、これは余りにも離れておる。そこで指摘をしたわけでございます。

最後に一問だけお尋ねしておきたいと思います

が、交際費の問題であります。

交際費がもう二兆円を超えたということは国税庁の調査でもはつきりしておるわけであります。が、この交際費については非常に内容について問題があり、どうしてもこれを強化しなければならないというのが社会的な要請であります。先般の国税庁の国税局調査課の試算によりまして使途不明金の中に交際費というのがかなり占めてきておる、こういったところからこの交際費課税に対する局はどう考えておるのか、さらにこの交際費のやり方について諸外国におきましては、たとえば英國であるとかあるいはドイツであるとかアメリカであるとかというようなところではかなり細かい点に至るまで取り決めをしておるわけでありますけれども、日本の場合こういうものに対してもどういうお考えをお持ちなのか、これについてお答えを願いたいと思います。

○大倉政府委員 交際費課税を法律上どのように強化しておるかということは貝沼委員よく御承知のとおりでございますので繰り返しませんが、税法上でこのように本来経費として認めてもらいたいものを、ある程度を超えるれば経費性を否認して課税してしまうという制度を持っているのは日本だけでございます。それは日本の場合に何と申しましてもほかの国よりもより多くいわゆる社用消費というような実態があつて、それが社会の批判を招いているということからやえんするものであらうと存じます。

ただ、私もある期間外國に勤務いたしておりましたけれども、まことにいいことはないと思いましょうが、外國の企業がだんだん日本の企業のまねを始めて、同じようなことを始めておるということがございまして、各国でも交際費課税についてかなり神経質になりつづけるという点もまた疑い得ないようには思いますが、少なくともいふべきことは、それはおのずからその意味において変わつておるということは認めなければなりません。

○小沢委員 終わります。

○只松委員 私はこの前から大蔵委員会の運営、あり方についていろいろ申し上げました。この前、大臣からも率直なお言葉があつたわけでございますが、さつきも始まる前に見せましたように、これは記者の取材方法もあるのでしょうか、参議院ではばかりとした答弁が出ておる、当衆議院の大蔵委員会においてはどうも抽象的な言葉が、前向きの答弁が出ない、こういう傾向が私は見受けられると思います。きょうはそういう点については深く触れませんが、ぜひひとつ率直な答

上のような立証を求める、どのような認定をしておるかということになるわけであるかと思いますが、なお必要がござりますれば国税庁からわが国での実態につきましてはお答えをいたしたいと思います。

○山橋政府委員 お答えいたします。

ただいまのお話の中にいわゆる企業使途不明金、この中には交際費に相当する部分が相当あるというお話をございましたけれども、確かに企業の調査を行っている段階でいわゆる使途不明金というものが発見されるということは事実でございます。使途不明金とはその字のとおりでございまして、その企業がその使途をどうしても明らかにしない、またわれわれの調査でもどうしてもそれを明らかにできなかつた、こういうものでございまして、税務上はやむを得ずその支出を損金と認めずに当該企業に対して法人税を課するということにしておるわけでござります。このような支出と努力をさらに続けてまいりたい。しかしながらこの問題の解明につきましては企業側の協力といふものもまた非常に必要であるということを実感しております。

そこでまず私は最初に、最も具体的な問題を

きょうはお聞きをしたい。

いま新憲法下に、男女平等ということになりました。とくにまだ男の方が強くて男性が封建的である、女性の方が弱いのじやないか、こういう意見が横行といいますか、言われがちでございます。大臣は男女平等は必要なもので正しいものである、こういうふうにお考えになりますか。いかがです。

○坊國務大臣 さようになります。

○只松委員 そういたしますと、当然に男女に法律は平等にこれまで施行されなければならない、当然にこれは税法も男女は平等に施行されなければならない、ある、こういうふうにお考えになりますか。

○只松委員 男女によりまして社会的にやつている仕事というものについては、これはおのずから分野がございまして、それでそれが適当であります。これは私はおのずからその意味において変わつておるということは認めなければなりません。

○坊國務大臣 男女によりまして社会的にやつて不公平に扱つていくこと、これは、それとこれとは全く別でございまして、公平、公正に扱つていかなければならぬ、かように考えます。

○只松委員 いや、すばりと私が申しましたように、男女は法のもとに平等であるべきだと思いますが、大臣はどうお思いになりますかということです。抽象的や言いわけは結構でございます。

○只松委員 法はあらゆる人間に對して平等であるということですが、これは原則であります。

○坊國務大臣 近代国家においては男女は法のもとに平等だし、いざれにも平等に課さなければならぬ。ところ

がこの税法の中ににおいて、男女不平等なものがあるわけです。これが今まで一回も国会において論議をされない、あるいは不平等のまま放置されていますか、どうですか。

○大倉政府委員 従来、国会での御議論では、税に関してお話を出ましたのはむしろ女の方の地位を男の方と同じにすべきである。妻の座の確保、あるいは夫婦の扱いの平等というふうな御議論が非常に多かったというふうに理解いたしておりますが、ただいまの只松委員の御指摘は、恐らく現在の所得税法の中で女であるか男であるかということで区別されているものが一つあるではないか。寡婦控除は一体どう考えておるのだと、ということではないかと思いますが……。

○只松委員 聞かぬ先まで答えられては困るのですが、そういうふうにいま問わず語りにおっしゃいましたけれども、私もいま家庭内職の問題、いろいろ御婦人の立場の平等についてたびたび論じてきました。それは当然でございますが、いま言われましたように、寡婦といふ問題はいわゆる未亡人あるいは女だけの問題ではない。男の場合も寡夫、男やもめといふのはたくさんいるわけであります。当然に法のもとにおいて平等で、女の寡婦控除といふものがあれば男の寡夫控除といふものがあるのは当然です。ところがこれがないというのを男が逆に差別されておる、こういうことになると思うのですが、大臣どうですか。

○坊国務大臣 大変むずかしい問題です。未亡人に対して寡婦控除があつて、男やもめに対しても控除がない、これはおかしいじゃないか、こういう御意見ですね。それは私は非常に不公平に扱うということでなしに、世の中で労働をやって生活をしていくということについては、先ほど最初に私が申し上げましたとおり、女性よりも男性の方が、頭は別にどうと言つておりますが、体力が非常に労働に強いといふようなことから考えますと、御主人を失つた女性に対しましては、やはり女性も食べていかなければなりませんが、働く

ばならないといふような場合に、未亡人なるがゆえにこの控除をする必要がある、あるいは男やもめよりは必要性が多いんじゃないかというようなことがありますか、これは単なる私の考へに過ぎませんけれども、こちらのところにつきましては専門家からお答えをさせていただきたいと思います。

○只松委員 それも大変御認識の違いといいますか誤りであります。たまたま私はこの問題を、私の友人が病院に入つておりましたので見舞いに行きました。そういう話を実はしたのですが、それには実はちょうどいい手紙が来ている。これを見たらどうだというのです。これはある新聞社の方が私のところの県会議員にあたる手紙です。これはプライバシーにわたりますから必要な面だけ読みます。「○○君の抱えている最大の問題点は、現在妻君は別居しております」中略「炊事、洗たく、掃除はお手伝いを雇つて近所のおばあちゃんがやっていますが、子供たちにとって母親が別居しているという事実は穏やかではありません。ここにありますように、くつ下と女性は強いと言われて、これは当然のことです。そうしてまいりますと、

女性の別居なり蒸発といふのは非常に多い。後に数字その他列挙いたしますけれども、そういう事態を考えると、女性も職場で働くようになつた。これは当然のことです。そうしてまいります。

別居というのは、これは新聞や週刊誌によりますと、大蔵官僚は余りにも徹夜が多くて、大蔵官僚の中の離婚が多い、こういうことも盛んに書かれていますね。こういうことを考えましても、法のものとに男女平等であるならば、こういう社会の実態に即応する法といふものも改めていく、あるいは前進させていくということは当然だと思うのです。

そこで寡婦あるいは寡夫がどのくらいあるかと申しますと、詳細に各年齢別にいくと大変時間がかかりますが、男性で五十九歳まで十九万九千三百人が死別、離別で三十一万三千二百人、六十歳までとりますと死別が三十万六千五百人、離別で三十四万一千九百人、総計いたしまして男子

の死別百六万九千三百人、それから離別が三十八万四千四百人、これだけあるわけであります。これは昭和五十年度の国勢調査からの推計です。相続大なもので、女性の場合はもっと多くて、死別が五百五十一万六千七百人、離別が九十一万二千八百人、これだけあるわけです。その中で寡婦控除対象者といふのはぐつと低くなつてくるわけですが、とにかく男子の方が再婚する率が多いといいますか、いろいろなことで少なくはなつてきています。しかしながらかつやはり百五十万近く死別、離別者、男やもめといふのがある。そしてさてつき私がほんの一例を読み上げましたように、家庭内に女の人気がいなくなると、お手伝いさんを雇つたりなどにしたり大変な目に遭うし、大変な費用がかかっておるということは、私が言わぬでも、御想像だけでもおわかりだと思う。そういうことになれば、物事が平等ならば、男にも寡婦控除といふものが適用される、これは当然だと思うわけになります。そういう実態の中で寡婦控除が一体どのくらい適用されておるか、ひとつ当局からまず御説明をいただきたい。

○大倉政府委員 これは五十二年度予算ベースでございますが、現行法によります寡婦控除の控除額は三十八万人というように推計いたしております。

○只松委員 三十八万人で、寡婦控除の金額、階層別も私は大体いただいておりますが、およそ金額は幾らになりますか。

○大倉政府委員 三十八万人を基礎にいたしまして一人当たり控除額を掛け合わせまして、さらに上積み税率を推定いたしますと、減収額としては百二十億円程度ではないかといふ推計をいたしております。

○只松委員 約六百四十万人からの中で寡婦控除適用者が三十八万人、そして金額にして百二十億円。男性の場合は全体で百四十万人前後でござります。ただ男性の場合は働いている人が多いだらうと思いますので、女性の場合はこれは寡婦控除平な税制があれば大きな社会問題になつてくる。しかし決して私はいま男性は必ずしも強くなく

男性は大体どのくらいあるとお考へになりますか。

○大倉政府委員 実は先ほど来御指摘の御数字は国勢調査の方から正確におとりいただいた数字だと承知いたしましたが、この方々が一体課税最低限の上下にどう分布しているだろかということは申しわけございませんがちよつといまで調べたことはございませんので、少し時間をいただきましてある程度のサンプル調査でもいたしてみたところは申せるよう思いますが、どの程度かといふのはちょっと時間がいただきました何らかの方法で調べてみたいと思います。

○只松委員 これも国勢調査の死別者、離別者の人口配分から見まして私は適用者が大体三〇%前後ではないかと思います。女性で一七・九%、二〇%足らずですから倍までいっても三〇%前後だと思います。私はこれをたまたま試算してみてくださいかといふことであなたの方に試算をしてもらつたのです。これは五〇%で試算された。五〇%で試算してきた場合に三十三万人ぐらいになりますね。こういうことを考えましても、法のものとに男女平等であるならば、こういう社会の実態に即応する法といふものも改めていく、あるいは前進させていくということは当然だと思うのです。

そこで寡婦あるいは寡夫がどのくらいあるかと申しますと、詳細に各年齢別にいくと大変時間がかかりますが、男性で五十九歳まで十九万九千三百人が死別、離別で三十一万三千二百人、六十歳までとりますと死別が三十万六千五百人、離別で三十四万一千九百人、総計いたしまして男子

て、さつき読み上げましたように離別されたりあるいは別居されたり蒸発されたりしておる家庭の男性というのは非常に困つてゐる。当然に私は寡婦控除を適用すべきだ、こういうふうに思います。

その前に世界で大体寡婦控除を適用してない国があるかどうか、どうです大臣。これはよっぽど特殊の国を除いて全部しておるのですから、ありますか、どうです。

○大倉政府委員 お話が私どもの担当者の方にございましてから急遽調べましたのでございますが、現在わかつております限りではイギリス、西ドイツ、フランスともに寡婦控除があり、それは同様に男やもめにも適用になるという仕組みのようございます。アメリカには寡婦控除自身がないうでござります。扶養親族世話費控除といふ形で処理される。日本のような寡婦控除という形はないといふことのようでござります。

○只松委員 各国によつて税の制度がいろいろ違いますし、取るのは取つて支払うのは支払つたりいろいろやつております。しかしまづかく述べられましたように男やもめ、寡夫に対する控除的なものは大体あるのですよ、ないのは日本だけなんですよ。しかも国会で論議されなかつたのはわが国だけなんですよ。これは初めて国会で論議をしておるわけです。またこういふ社会情勢下において男やもめ、いわゆる寡夫の控除とするか手当とするかいろいろありますけれども、日本の現行税制のもとにおいては寡婦控除に対応する寡夫控除というものが大体ふさわしいのじやないかと思うのです。ことしの税法からといふのは多少無理があるかもしませんが、ぜひひとつ来年の制度から取り入れてもらいたい、こういうふうに思いますか、どうですか。

○大倉政府委員 御指摘を受けましてから私どもなりにいろいろ勉強を続けております。決して申しあげをいろいろ申し上げるつもりはございませんけれども、從来から日本に女の方に寡婦控除があつて男の方にはそういう議論がなかつたという背景はそれなりに大臣が申し上げたような背景があつたのかかもしれませんし、またある時期に扶養控除額が基礎控除額や配偶者控除額よりも低かつたときに配偶者のいない一人目の扶養控除といふふうなことである程度おこたえをしてきた、それがいまや四十九年改正以来扶養控除額がそろつてしまつたのでそつちでのおこたえもなくなつたという現状を踏まえてみると、新しい角度からいふまの御提起は私どもなりにひとつ前向きに考えてみたい、税制調査会にもお諮りいたしたいと思ひますし、次回所得税法の改正の機会がありますまでもぜひ一層の御努力をしてもらおうようにお願いして、この項は終わらいたいと思います。

○只松委員 事務当局からただいまのようなお答えがありましたので、ひとつ大臣の方におきましてもぜひ一層の御努力をしてもらおうようにお願いして、この項は終わらいたいと思います。

○只松委員 次に、当面の税制や将来の税制について若干お伺いをいたしたいと思います。前回私がお伺いをいたしましたときにきわめて抽象的なお話をあつたわけですが、そのときにも私は繰り返しこの五十五年度までの年次別指標がA案B案と出る前にこれに近いことを言つたわけですが、この基盤はどうから出てきたのですか。五十二年度で十八兆七千九百億、ところが昭和五十五年度は三十五兆五千八百億、こういうふうにいわば異常な増収というものが見込まれておるのですが、この基盤はどうから出てきたのですか。

○大倉政府委員 これはお手元にございます收支試算の備考に書いてござりますが、収支は五十一

年二月にお出したしました前回の財政収支試算

の五十五年度の所要税収というのをそのままとら

していただきしております。ところで前回の五十五

年度の所要税収と申しますのは、これは五十年代

前期経済計画の中で、五十五年には四十八年度か

ら五十年度平均の国民所得に対する、ここで申し

ます意味の租税負担率が3%ポイント程度上昇す

るという計画を前提にいたしまして、それを一般

会計の歳入に置き直しますときに、従来の経験か

らいたしまして一般会計ではこの3%ポイント程

度の中の2%をいわば引き受けると申しますか、

そういう計算をいたしまして、五十五年度の数字

を予想される国民所得から逆に先にはじいてし

すが、そうお思ひになりませんか。

○坊國務大臣 高度成長の時期は去りました、もう一遍それに戻るということは私は困難であろうと思います。したがいまして、これから経済といふものはあんな高度成長ではない、それに比べましてはきわめて低い成長でもって安定して、ま

あれでもやはり成長をしていかなければならぬ、こういう事態にあらうと思ひます。

○只松委員 国の内外の情勢を考えますと、いまの大臣のお答えとのおりだと思います。とするならば、経済成長が低成長ならば税収の伸びも低成長といいますか、大きな伸びは見込めない、少なくとも現行の税体系のもとにおいて大きな伸びはそう考えられない、私はそう思うのですが、どうですか。

○大倉政府委員 確かに従来のように年々多額の自然増収を期待し得るという時期は終わったと考えざるを得ないと思つております。

○只松委員 しかし、たとえばこの試算だけから見ましても、昭和五十年度で税収が十三兆八千億、五十二年度で十八兆七千九百億、ところが昭和五十五年度は三十五兆五千八百億、こういうふうにいわば異常な増収というものが見込まれておるのですが、この基盤はどうから出てきたのですか。

○大倉政府委員 これはお手元にございます收支試算の備考に書いてござりますが、税収は五十一

年二月にお出したしました前回の財政収支試算

の五十五年度の所要税収というのをそのままとら

していただきしております。ところで前回の五十五

年度の所要税収と申しますのは、これは五十年代

前期経済計画の中で、五十五年には四十八年度か

ら五十年度平均の国民所得に対する、ここで申し

ます意味の租税負担率が3%ポイント程度上昇す

るという計画を前提にいたしまして、それを一般

会計の歳入に置き直しますときに、従来の経験か

らいたしまして一般会計ではこの3%ポイント程

度の中の2%をいわば引き受けると申しますか、

そういう計算をいたしまして、五十五年度の数字

を予想される国民所得から逆に先にはじいてし

ますたわけでございます。したがつて、積み上げて必ずここまでいくであろうという性格の数字ではございませんで、これだけの負担率の上昇を加味した計画から一般会計に翻訳すると、この程度の税収がなくてはならないし、それがなければどこにあるような実質百兆円の公共投資とかあるいは振替所得を10%程度に引き上げるとかといふ

ような、歳出は歳出なりの伸びを行ながら、おかつ五十五年度で特例債を出さずに済むといふ姿にはなれないのではないか、つまり積み上げてどうなるかということになしに、ここまでどうして、このように考えます。

○只松委員 一言で言えば望ましいといいます。これが五十五年に税収ができないればわが国の国家財政は大変なことになる。こういうことだと思って欲しくと申しますが、これだけないとほかのことはうまくいかないというような数字で先に三十五兆五千億の方が出てまいつております。

○只松委員 これが五十五年に税収ができないればわが国の国家財政は大変なことになりますね。大臣、この案はそういうことじやないですか。

○坊國務大臣 そういうことでございます。

○只松委員 とするならば、いわばこの努力目標に向けて、大蔵当局、大臣以下事務当局は努力しなければならない、こういうことになりますね。これに努力しないで、三十兆円ぐらいの税収しかなかつたということになれば、これは大変なことになるわけです。とてもこういう五十四兆――公債も六十兆以上超してしまう、こういういろいろな問題が出てきますね。国家財政は破綻してしまいます。

しかしここで問題になつてくるのは、大体私はこれを計算しておりませんから誤りがあればあれですが、新聞をちょっとと適用いたしますと、新聞のあれによつても弹性値が一・八二にこの場合見られたわけである。ところが昭和四十年から四十九年の長期に一・三五の弹性値しか見られないが、いま冒頭に私が確認をいたしましたような低

成長の時代に、一・八二の弾性値を見込むということは絶対に私は不可能だと思うのです。とするならば、ここに大きな魔術があるか、何かいろんな問題があると見えなければならない。その魔術とは一体何かといえば、私はこの前大臣はどうですと言つたら、大インフレーションを起こしますが、それとも大増税を行うか、こういうことにならざるを得ない。ほかになんかいい道がない。たまたま、きょうの読売だけが一社スクープをしておる。きのうの参議院で大倉さんがお答えになつた中で「増税、柱は一般の消費税」こういう形で出でております。この記事なり議事録を読んでおりませんから詳細にどういふうにお答えになつたかわかりませんが、まあしかし私が考へるとしても大体こうしたことだらうと思う。しかしこのほかに考えなり方策があれば別けれども、こういうことしか私はだらうと思う。法人税を上げていくか、この中で消費税を上げていくかということだと思うのですが、大要においてこの考えに間違いはないかどうか。大臣も同席して同調したと書いてあります。○大倉政府委員 大臣からお答えいただきます前に、ただいまの御質問にございました、これまた所要弾性値と申し上げるのが適当だと思います。予想される弾性値でなくて、所要弾性値としては、これは端数の問題はございますが、私どもとしては一・八三というふうに計算いたしておりますけれども、まさしく過去の経験からいって、そのような弾性値でいまの税制のままで税率が出てくると予想をすることは、どう申し上げましようか、きわめて非現実的であつて、何もしないで三十五兆五千億になるとはとうてい思えないと。したがつてこの試算が示しております姿は、ほかの項目をこのように実行したいとするならば、やはりある時期に何らかの増税をどうしてもお願ひせざるを得ないのではないか。これは実は昨年お見せしました財政収支試算も同じ姿でございました。ことしの方はやや困難の度を加えていることは事実でございますが、昨年この収支試算を手がかり

にいたしまして六月に税制調査会に詳しく述べました。そこで、非常にむずかしい仕事であり、また言葉は悪うございますが、人のいやがる増税とはいうことを御審議願わざるを得ない、ひとつ増税審議会として、これからある税制を全部洗い直していただきたいというお願いをしたわけでございます。それ以後昨年の年末までずっと御審議が続きまして、その審議の経過につきましては別途当委員会に部会長報告という形で資料をお出しいたしてあるわけでございます。

昨日の参議院の大蔵委員会では、同様に財政収支試算から見ると何らかの負担の増加を避けられないと考えられるがどうかというようなところから御議論が始まりまして、いま私が申し上げたよなことをお答えしたと記憶いたしております。

その場合に具体的にどこで増税を考えておるのかといふ御質問がございまして、それにつきましては衆議院の当委員会でお答えしておりますように、現在昨年六月からの審議をお願いしております所長の御経緯と、また部会長報告での経過についてはお好み取り願いたいということを申し上げました。そこで、方向は出ておるのかという、正確にそういう表現だったかどうかちょっと記憶が確かでございませんが、どちらの方向なんだといふことが出てまいりまして、それは部会長報告は実は一部会と二部会がばらばらに出ております、一部会というのは所得課税を担当していただいております、二部会が資産課税、消費課税、流通課税を担当していただいております、いわばそれぞれの分野でいまそれぞれの受け持ちの税目を掘り下げた勉強をしていただいている中途でございます。

それで、部会長報告の冒頭にもござりますように、なお今後掘り下げた検討が必要であるし、また両部会あわせた審議が必要であるというので、これからの問題になつていている中途でございます。

○只松委員 いま局長から話しがありましたように、ことしは政府の当初三千五百億の減税がまた上積みが三千億されているわけですから、所得税ということはなかなか望めない、これは私どもまた再確認をしておきたいと思う。そうすると当然に法人税と消費税が、あるいはまた別なるところから抜本的な税改正というものが必要になるといたします。大臣、どうです。

○坊国務大臣 いま主税局長がお答え申し上げましたとおり、これからの日本財政というものは本当にむずかしいところへ来ております。しかし、この五十五年には何としても赤字財政から脱却していくかと思いますならば、弾性値その他のから

整理できておりませんけれども、とにかく一部会、二部会の合同部会なり総会なりというところで、所得課税の方ではこういう考え方が出てきた、資産課税、消費課税の方ではこういう考え方が出たが、さてそれをどう組み合わせるのか、どういう選択を求めていくのが一番いいのか、それはこれから御審議にまたざるを得ないと思います。ということを申し上げたわけでございます。

そのときに、具体的に申し上げますと、一部会は何と申しましても所得税と法人税という二つのことになる、二部会はその他すべてのいわば間接諸税といふことになる、しかし、一部会の中で理論的に所得課税が基幹的な税であるから今後負担の増加を求めるにすれば所得税に求めることが一番合理的である、これは審議報告にもござりますけれども、そういう御意見はございます。ございますが、しかし、政治的——私がそういうことを申し上げるのはいかがかとは思いますが、政治的である、これは審議報告にもござりますけれども、そういう御意見はございます。ござりますが、これが資産課税といつたようなものだと、あるいは資産課税といつたようなものだと、あるいは所得税といつたよなあらゆるものを作成して、直税は法人税、所得税、それから間税は一般消費税、そういうふうなものをつくり立てる、もちろんいろいろな材料を全部一部会、二部会等において粗略に上せまして、直税は法人税、所得税、それから間税は一般消費税、そういうふうなものだと、あるいは資産課税といつたよなあらゆるものを作成して、直税は法人税、所得税、それから間税は一般消費税、そういうふうなものをつくり立てる、まずはやはり国民の選択を待たなければなりません。すなはち議会政治が行われておるのでござりますから、国会における御審議、御選択といふことは、これは材料から一つの料理をつくり上げる、うまくあんぱいして料理をつくり上げるということになるわけですが、その料理をつくり上げるに当たりましては、これは何と申しましてもやはり国民の選択を待たなければならぬ、すなはち議会政治が行われておるのでござりますから、国会における御審議、御選択といふことになつて、初めてこの目的を達成する軌道に乗せることができるのであって、今日のこの財政経済の時代、またこの政治の分野等から考えて、何と申しましてももういつたような角度からこれはひとつ真剣に御検討願つて選択を願う、こういうことにならざるを得ない、何分よろしくお願い申し上げます。

○只松委員 これはいつからおやりになりますか。

○大倉政府委員 繰り返しで恐縮でございますが、税制調査会は昨年六月以来十二月にかけて鋭意御検討いたしております。その審議経過は資料としてお出しいたしてございます。今国会終了次第できるだけ早い時期から精力的に審議を再開していただきたいと考へております。その審議経過は資料としてお出しいたしてございます。

たいと思つておりますのは、ことしの十月上旬にただいまの委員の任期が切れますので、ただいまの委員の任期の切れるそのときまでにはある程度の方向性を打ち出していくだけないか、なお検討中といふのは、なかなか五十三年度といふもの目標にして間に合わない危険があるので、どこまで具体的なものになるかは、それは御審議の結果いかんでわかりませんけれども、何らかの方向性を打ち出すようにしていただきたいといふ願いをするつもりでございます。同時に、ただいま大臣がお願い申し上げましたように、やはり国会で本問題について、税制調査会が国会の御審議を敏感に受けとめられますように、私どものお願ひをいたしましては、資料としてお出ししたおられます從来の審議につきまして国会での御論議もいろいろいただければまことに幸いだ、昨日の参議院の委員会ではむしろそのことをお願いするためいろいろ前段でごちやごちやと申し上げたわけござります。

○只松委員 時間がなくなってきましたから、ひとつでできるだけ簡単なお答えをお願いしたいと思いますが、十月までに結論を出したい、そういうことだろうと思うのです。たとえばこの試算だけから見まして、五十年度から五十一年度に増収したのが概算で約二兆三千億、それから五十二年度から五十三年度二兆六千億、ところが来年、五十二年度から五十三年度にかけては五兆一千億、それから五十三年度から五十四年度に約五兆五千億、五十四年度から五十五年度にかけて六兆五千億、こういうふうに増税が見積もられておるわけですね、この試算でいきますと、いまだ大体二兆円前後の自然増収であったのが来年度は五兆一千億ここに増収を見込まれておると、いふことは、衣の下からよろいが見えただりありますけれども、この試算でいきますと、来年度から大増税といふものを行つていなければ、先ほどから私、申し上げたように、国家財政には大きなことが起きる、こういうことがこの試算からは出てくるわけですね。試算はあくまで試算だと

おっしゃつていますから、それはそれにしたところで、とにかく一応の大蔵省の考え方あるいは政策の方としては来年度から大幅な増税、これだけ五兆円を突破するものを行つていかなければ国家財政は維持できない、こういうお考え方を示されておる、こういうふうに見て間違いございませんか。

○大倉政府委員 なるべく時間をとらないように簡単に申し上げたいと思いますが、昨年度も申し上げたのでございりますけれども、三十五兆五千八百という方がまず決まりまして、それをG.N.P.にバラレルにわざ機械的に割りつけたものが各年度の数字でございりますので、各年度が一種の財政計画として歳出、歳入とも必ずこの数字に合わせなくてはならない性格のものでないという点はぜひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それにいたしましても五十三年、五十四年、五十五年を通観いたしまして、ただいま只松委員がおっしゃいましたように、ある時期にかなり

ひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 大臣、事務当局のいまの答弁は大体そういうふうに申し上げましたけれども、それと並んで、その方がまず決まりまして、それをG.N.P.にバラレルにわざ機械的に割りつけたものが各年度の数字でございりますので、各年度が一種の財政計画として歳出、歳入とも必ずこの数字に合わせなくてはならない性格のものでないという点はぜひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それにいたしましても五十三年、五十四年、五十五年を通観いたしまして、ただいま只松委員がおっしゃいましたように、ある時期にかなりひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 ひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 ひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 ひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

幅がいいよ深くなり、大きくなるという点はこれは御指摘のとおりだと思います。

○只松委員 経済の動向によって税収もいろいろ違ってくることは事実ですが、一挙に五兆にも上げたのでございりますけれども、三十五兆五千八百という方がまず決まりまして、それをG.N.P.に

バラレルにわざ機械的に割りつけたものが各年度の数字でございりますので、各年度が一種の財政計画として歳出、歳入とも必ずこの数字に合わせなくてはならない性格のものでないという点はぜひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それにいたしましても五十三年、五十四年、五十五年を通観いたしまして、ただいま只松委員がおっしゃいましたように、ある時期にかなりひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 大臣、事務当局のいまの答弁は大体そういうふうに申し上げましたけれども、それと並んで、その方がまず決まりまして、それをG.N.P.にバラレルにわざ機械的に割りつけたものが各年度の数字でございりますので、各年度が一種の財政計画として歳出、歳入とも必ずこの数字に合わせなくてはならない性格のものでないという点はぜひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それにいたしましても五十三年、五十四年、五十五年を通観いたしまして、ただいま只松委員がおっしゃいましたように、ある時期にかなりひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

○只松委員 ひひとつお聞き取りおき願いたいと思ひますけれども、それには大蔵を全部引張つてしまつたのを、大蔵委員は大体そういうふうに申し上げましたように、基本的に御審議もございましたが、昨年度も申し上げたわけですが、その辺でござります。

は具体的にどういう例をどういうふうに組み合わせていくかということについては、まだまだそこまで私の考えは到達いたしておりません。

○只松委員 だから個々の税制はまだ言つておりますが、五兆円を突破するものを行つていかなければ国家財政は維持できない、こういうお考え方を示されておる、こういうふうに見て間違いございませんか。

○只松委員 ただ、いま言ったように基本的に財政を立て直す、いわば私たちから見ればそれは増税だと言つておる、こういうふうに見て間違いございませんか。

民主党的一人として、与党から大蔵財政当局に出

てきておる人間でござりますから、ことにまたいまの日本の政治といふものは、何といつても議会政治でございます。政党政治でございます。五党が合意してつくったということでござりまするから、今度のこの扱いといふものに対しまして、私個人といたしましては若干の意見もありますし、財政当局として決めたものが変わるということについては、私にはいろいろ感想もござります。ございますけれども、いま日本は議会政治が行われております。政党政治が行われておるのであります。私自身の主張をあくまでも固執していくと言つたんぢやこれは話になりません。そういうような意味におきまして、今度六党が合意されてつくられたものに対しましては、これはまた財政当局としての私の所管である、かように考えております。

○只松委員 いま審議しております法案は、四人家族で控除額二百一十万、ところが今度三千億が上積みされましたから、大体約二百二十万ぐらいになります。そういたしますと、今度のこの六党の協議事項といいますか、今年限り、こういうことになつておりますね。それで大蔵大臣も了承されたわけですね。ところが、あなたの議会政治議会政治とさつきからおっしゃつておりますけれども、ことし二百二十万にしたのが、幾らことし限りとこ書いておったところで、来年になつて、一遍うまい物を食つたといいますか、二百二十万になつたのを来年二百二十万に下げるとなれば別だけれども、といいますか、来年まで解散すれば別だけれども、いまの政治情勢では来年の国会まで、一年で解散ということはあり得ないでしょう。だれかが死ねば別として、とにかくいまの与野党の比率が変わらない限り、予算委員会においてまた野党が多い、こういう中で、幾らことし一年と決めておつたところで、二百二十万となつたのを二百十万に下げると思ひますか。そういうあなた子供だましきな、そう言つては失礼だけれども、それに乗られたわけだが、来年下げますか。そういうことも、

含んで、時間があれば——ただ次に、二十九日に福田総理との論戦ができますから、私はそこでやりますけれども、少なくとも一遍二百二十万まで上げたのを、野党的強い中で、来年二百五万にしたり二百十萬にしますか。どうです。私はそういうことは野党はしないと思いますよ。またすべきではない。また今度の、余り先取りしぢやよくないけれども、本委員会の終了に当たつての附帯決議にも、中小所得者に対するは来年度以降も努力をする、こういう申し合わせというものがつくわけですよ。いいですか。こうしたことに関してあなたは、個人的には不満だけれども從わざるを得なかつた、こういうふうにお答えになつていますけれども、しかし、これは大蔵当局を預かる、財政を預かる、税制を預かる人間として、私は、そういう展望というもの踏まえてずっといつた場合には、不見識と言つちやちよつと言つ過ぎでござりますけれども、軽きに過ぎた、政治情勢といふものはそういう甘いものではない。ことし二百二十万になれば来年は二百二十五万なり二百三十万になる。また当然だと思う。野党は努力しますよ。そういう点についてどうお考えになりますか。

○坊國務大臣 私は今度の六党の合意の趣旨といふのは、これは六党がそういうふうにお決めになつたのですから、これを信頼もいたしますし、

その方針に従つてやつていく。それから課税最低限等につきましては、これこそこれらの日本経済がどうなつていくかということ、これが一番大きくなるのですから、これを信頼もいたしますし、

○只松委員 これは、イギリスの税体系に対するはほとんど毎年グリーンベーバーといふのを出して

○坊國務大臣 まだ見ておりません。

○只松委員 これは、イギリスの税体系に対するはほとんど毎年グリーンベーバーといふのを出して

いる。その中で抜本的に改正されたものを出して

いる。いろいろなことでこれは実施にまだ至つておりませんけれども、一つの方向を大蔵大臣が議

会に対して出しているわけですから、さつき私が論議いたしましたこういう指標もつと違う重みを持つたものです。これなんか、いまの日本の税制度とは抜本的に違うものを提案しているわけです。そういうふうに日本の行き詰まつたいまの財政制度、税制、こういふものをしていく場合には、

よほど思い切つたものしなければならない。たまたま今度の場合は、そういうふうに今まで絶対だめだと言つておつた税額控除方式、これは

広い意味の税払い戻し方式ですね、これを取り入れられたわけです。そういうことを考へながら、

どうです、さつきから言つてある大増税といふことを私は前提に言つているのですが、このことに

ついて、木に竹を接いだようなこの方式について、

どういうふうなお考へをお持ちになつておるか。

したがつて、そういう税制の改革について、これと関連してやはりそういうふうに、英國のここと

でせいと私は言いませんけれども、考へなければならぬ、こういう考へをお持ちであるかどうかお聞かせいただきたい。

それからいまのいわゆる所得控除方式と税額控除方式が、今度の場合に接いだと言つておりますけれども、やられたわけですね。こういう税体系を相当崩したといいますか、異質のものを取り入れた。だからこうしたことでも私は、当委員会で論議して、抜本的な税体系が必要でないかといふことを繰り返して言つてゐるのですが、これは抜本的と、こう考へるかどうかは別にして、相当違つた形の税体系を入れたわけです。

たとえばイギリスにおきましては、一九七二年十月タックスクレジット制度に関する提案という

ものの大蔵大臣が議会に提案をしておる。これを御存じですか。大蔵大臣、どうです。事務当局はいいよ、あなた方は勉強して知つてゐるのだから、これを先に聞きます。

○坊國務大臣 まだ見ておりません。

○只松委員 これは、イギリスの税体系に対するはほとんど毎年グリーンベーバーといふのを出して

いる。その中で抜本的に改正されたものを出して

いる。いろいろなことでこれは実施にまだ至つておりませんけれども、一つの方向を大蔵大臣が議

会に対して出しているわけですから、さつき私が論議いたしましたこういう指標もつと違う重みを持つたものです。これなんか、いまの日本の税

制度とは抜本的に違うものを提案しているわけです。そういうふうに日本の行き詰まつたいまの財

政制度、税制、こういふのをしていく場合には、

よほど思い切つたのをしなければならない。たまたま今度の場合は、そういうふうに今まで絶対だめだと言つておつた税額控除方式、これは

広い意味の税払い戻し方式ですね、これを取り入れられたわけです。そういうことを考へながら、

どうです、さつきから言つてある大増税といふことを私は前提に言つているのですが、このことに

ついて、木に竹を接いだようなこの方式について、

どういうふうなお考へをお持ちになつておるか。

したがつて、そういう税制の改革について、これと関連してやはりそういうふうに、英國のここと

でせいと私は言いませんけれども、考へなければならぬ、こういう考へをお持ちであるかどうかお聞かせいただきたい。

それからいまのいわゆる国税庁と社会保険庁

が一体になっていく。社会保障制度国家、社会保障を重視する国家になれば、当然に、そういう国税局だけが一つの権限を持つ、こういうことではなくて、やはりそういう形のものが構想されなければならぬのです。いいですか。これはもう世界の一つの潮流になりつつあるし、なるわけなんですが、しかし私はそこまでいかぬでも、やはり取るべきものは取るし支払うべきものは支払っていき、ここにまた政治のメリットというのも出てくると思うのです。ぜひひとつそういうことを頭に置きつつ今後の税制改革に大きいくまから——多少数量を申しましたけれども、数字的にも大増税を行つていかなければならぬ、税制改革を行つていかなければどうにもならない、こういうときには大蔵大臣をお引き受けになつておるわけでありますから、ひとつ近代的な税制度を確立されるよう望いたしまして私の質問を終りますが、大臣の御所見を最後に承つておきたい。

○坊國務大臣 税制といふものは、国費を調達するために国民の方々から税を出してもらうというのが、私はそもそも本来の意味であると思います。しかし、だんだんとそうでなくなつて、機能が非常に複雑なものに——いまおつしやられました富の再配分と申しますが、所得の再配分と申しますが、そういうなことも租税の担つておる大きな使命だと私は思つております。そちらのところを十分考慮に入れつつ近代税制といふものを持つていくと、そういうことが大事なことだと、かように考えております。

○小瀬委員長 佐藤觀樹君。

○佐藤(觀)委員 きょうの私の質問に入る前に、主税局の責任になると思うのでありますが、去る二月七日に予算委員会が始まつたときに、わが党の石橋書記長が福田総理大臣と論戦をいたしました。そのときに、租税特別措置の毎年出されます予算の見積もりではなくて、決算ベースで一體現実にどれだけ減収になつていいのか、この資料を

出すようなどいふことを要求したわけでありました。それに対して福田総理大臣自身が「お出ししているわけではありませんけれども、本委員会で租税特別措置法が審議をされる今日に至つてもまだこの種類の資料が提出をされていない。これは一体いつ出てくるのですか。

○大倉政府委員 そのときに総理から「お出しになります」ということが議事録にはつきりと残つています。その対して福田総理大臣自身が「お出ししているわけではありませんけれども、本委員会で租税特別措置法が審議をされる今日に至つてもまだこの種類の資料が提出をされていない。これは一体一日に、これはコドーでございますが、このような資料を予算委員会にお出しいたしました。予算委員会にお出しいたしましたにつきましては、予算の理事の方に御相談をいたしまして、これでよからずという御返事をいただきましてお配りいたしましたので、いまお手元にございませんければ、ヨーデございますが、これをごらんいただきます。

○佐藤(觀)委員 私たちも何年もこの租税特別措置法を論議しているわけでありますけれども、毎年論議の前に予算ベースにおいて恐らくこのぐらいいになるだろうという減収額が出てくるわけですね。それに対して、少なくも二年前しか事実上わからないと思ひますが、二年前の予算に対して実績はどうだけだったか、その場合に、たとえば利子配当課税の特例の場合に、予算ではこういうことによつての減収額がどのくらいであるかといふことによっての減収額がどのくらいであるかといふことについてお聞きをいたしましたけれども、それはできません、しかし、利子配当は、ちょっとといまの資料の備考の一にも書いておきました。利子配当を得たわけがありますが、「なお、利子配当課税等の所得税の租税特別措置については、実績を推定するに足る資料がないため、その把握は困難」でございますといふことを申し上げまして、それではやむを得ないから企業関係だけ出しなさいといふお扱いをお決めいただいたわけでござります。

利子配当関係は、御審議の参考に資するため、予算ベースで非常に大胆な推計をいたしまして減収見込み額を毎年出しておられますけれども、これは実績と申しましても、たとえば利子で申せば、正直なところ非常にわざかの方しか申告はしてくだつてないわけで、一体どれくらいの所得の方がどういう貯金をしておられるかという統計がいま全くないわけでござります。金融機関にもないわけでござります。したがいまして、実績で一休幾減収になつたかといふことのつかみようがないということを御説明申し上げまして、今後とそこで租税特別措置法を使うことによって五百億という数字が出てきたと思うのであります。そのものとの資料を石橋書記長は要求をしていたもの

である。いまの主税局長のお話では予算の理事の方でそれを了解をしたからということでありますので、同じ党なり向こうの理事会でありますから、私は非常に遺憾でありますけれども、それ以上は言ひません。けれども、累年比較が出る以上は実績のもう一つものとなる計算の基礎があるはずなんです。これをひとつゼロ出してもらいたいと思います。

○大倉政府委員 そのときは予算委員会でございましたのでございますが、いかがでござりますか。

○大倉政府委員 そのときは予算委員会でございましたのでございますが、いかがでございますか。

○佐藤(觀)委員 私のいまの利子所得、配当所得、言ひません。けれども、累年比較が出る以上は実績のもう一つものとなる計算の基礎があるはずなんです。これをひとつゼロ出してもらいたいと思います。

○大倉政府委員 私のいまの利子所得、配当所得、これは一つの例であつて、それはそれでおののの項目について事情はあることは私もわからぬわけではないわけです。しかし、いまの大倉さんの答弁は、その他の項目がすべてそのような幾つかの仮定を置いた上での結論ということですか。

○大倉政府委員 減収額が非常に大きいものとしだしては、やはり少額貯蓄の非課税、これはあるけれども、後刻予算の与党的理事の方に私どもが、資料要求で懸案になつてゐるのはこれでござります、ほかに公明党の矢野書記長の御質問で似たような項目もあつたわけでございまして、その中で、企業関係は、これは利用状況をできるだけ把握いたしまして決算ベースでの数字、これも推計が入りますけれども、それはできます、しかし、利子配当は、ちょっとといまの資料の備考の一にも書いておきました。利子配当を得たわけがありましたが、「なお、利子配当課税等の所得税の租税特別措置については、実績を推定するに足る資料がないため、その把握は困難」でございますといふことを申し上げまして、それではやむを得ないから企業関係だけ出しなさいといふお扱いをお決めいただいたわけでござります。

利子配当関係は、御審議の参考に資するため、予算ベースで非常に大胆な推計をいたしまして減収見込み額を毎年出しておられますけれども、これは実績と申しましても、たとえば利子で申せば、正直なところ非常にわざかの方しか申告はしてくだつてないわけで、一体どれくらいの所得の方がどういう貯金をしておられるかという統計がいま全くないわけでござります。金融機関にもないわけでござります。したがいまして、実績で一休幾減収になつたかといふことのつかみようがないということを御説明申し上げまして、今後とそこで租税特別措置法を使うことによって五百億の数字が出てきたと思うのであります。そのものとの資料を石橋書記長は要求をしていたもの

たかということを責任を持つてお示しするだけの基礎データがないという点だけは、これは泣き事で申しわけないのですが、ひとつゼロ御理解いただきたいと思います。

○佐藤(觀)委員 私のいまの利子所得、配当所得、これは一つの例であつて、それはそれでおののの項目について事情はあることは私もわからぬわけではないわけです。しかし、いまの大倉さんの答弁は、その他の項目がすべてそのような幾つかの仮定を置いた上での結論ということですか。

○大倉政府委員 減収額が非常に大きいものとしだしては、やはり少額貯蓄の非課税、これはあるけれども、後刻予算の与党的理事の方に私どもが、資料要求で懸案になつてゐるのはこれでござります、ほかに公明党の矢野書記長の御質問で似たような項目もあつたわけでございまして、その中で、企業関係は、これは利用状況をできるだけ把握いたしまして決算ベースでの数字、これも推計が入りますけれども、それはできます、しかし、利子配当は、ちょっとといまの資料の備考の一にも書いておきました。利子配当を得たわけがありますが、「なお、利子配当課税等の所得税の租税特別措置については、実績を推定するに足る資料がないため、その把握は困難」でございますといふことを申し上げまして、それではやむを得ないから企業関係だけ出しなさいといふお扱いをお決めいただいたわけでござります。

利子配当関係は、御審議の参考に資するため、予算ベースで非常に大胆な推計をいたしまして減収見込み額を毎年出しておられますけれども、これは実績と申しましても、たとえば利子で申せば、正直なところ非常にわざかの方しか申告はしてくだつてないわけで、一体どれくらいの所得の方がどういう貯金をしておられるかという統計がいま全くないわけでござります。金融機関にもないわけでござります。したがいまして、実績で一休幾減収になつたかといふことのつかみようがないということを御説明申し上げまして、今後とそこで租税特別措置法を使うことによって五百億の数字が出てきたと思うのであります。そのものとの資料を石橋書記長は要求をしていたもの

と思うのでありますけれども、税調に出した資料で各項目に条項が分かれています。そしてその制度の概略があつて、これ別に一体幾ら決算ベースで減収になつてゐるのかというものは出ないのであります。もちろんいま利子配当で局長が言われたように推計によらざるを得ないところもあることは私も承知をしますけれども、すべて推計だと言いますと、たとえば東京都の資料が——これもいろいろ数字の調べ方があるのでしうけれども、利子配当の場合に政府は二百二十九億円と言つておりますが、東京都の数字は八百六十一億円、このくらいだと全然数字が違うと言つてもいいと私は思うのですね。そういうことになりますので、なるべく予算ベースで出される項目別に決算ベースでどういうことになるのか、恐らくこれは抽出によるところの類推といふことにもなつてくると思うのであります。もう一つ前の段階じゃないと、予算委員会ならそれでもある程度通るかもしれないが、大蔵委員会ではちょっとこれでは、いつも論議するけれども、ははあそんなものですかと言ふだけでそれ以上深い審議に入れないわけですね。私はこのことでこんなに時間をとるつもりはなかったのですけれども、そういう懸案事項でありますので、ひとつ次回にはそういう意味でお出し願うように申し上げておきたいと思ひます。

○大倉政府委員 每々とこの委員会で非常に御論議の対象となりますいわゆる企業関係の特別措置につきましてはB-6、B-7、それからさつき追加的にお出ししました三月三日というものではございません。あとは登録免許税関係でございまして、登録免許税関係を実績ベースでどうかが御要望の主体でござりますならば、それはま

た理事会でのお扱いを受けまして、ある程度の時間をおきました上でお出しいたしたいと思いますけれども、その御要望の趣旨は登録免許税のことございましょうか。(佐藤(観)委員「いや全体を」と呼ぶ)全体とおっしゃいましても利子配当という肝心なところの実績が出ないものでござりますから、そこを空欄にしたままの集計をしてみてもどうも佐藤委員のおっしゃる御趣旨には沿いかねるのではないかということを申し上げております。

○佐藤(観)委員

利子配当のことは、確かに申告

をしない方がいるわけですから、私も事情はわからぬわけではないのです。他の項目が、たゞ先ほどの資料も準備金は準備金で一括ですね。それから特別償却は特別償却で一括だということになつてゐるわけですね。確かに個々にやれと言うこと、幾つも幾つも準備金を持つてあるいは特別償却もいろいろな形の特別償却を持つてあることです。それが総合して今度法人税がかかりますから、その面では個々に言うと実際に減税額がどこまで正確に出てくるか私も若干の疑問を持たぬわけではないのです。皆さんの方ではとにかく項目別に分けて出して、いわゆるB-15の資料でも一応分けて出しているわけですから、それなりの推計できる基礎の数字があると思うのであります。ですから利子配当にこだわらずに、その他の「環境改善、地域開発等の促進」とか「資源開発の促進等」とかこういった項目について準備金なりその他の特別控除、特別償却といふものであります。ですから利子配当の中では利子配当が大きな部分を占めているのは私もわかるわけですから、それはそれで結構でありますけれども、その他の項目でそれなりの数字が出

ることもわかりますが、その推計の基礎の数字を出してもらいたいということです。

○大倉政府委員 失礼しました。御質問の御趣旨がちょっとわかりませんが、それにつきましては先ほど申し上げましたB-6、B-7で準備金ごとに業種別の利用状況あるいはまた資本階級別の利用状況をお出しいたしてございますので、予算ベースで推計いたしますときには、そのような一番新しい実績に基づきまして制度改正を織り込みながら伸びを見まして、たとえば価格変動準備金でござりますれば、お手元にある実績から来年は何%増という推計をしてそれに法人税率を掛けたもの、それが予算ベースの減収額になるわけですが、それが予算ベースの減収額になるわけですが、準備金系統はほぼ全部そういう推計をするわけでございますので、実績をこらんいただきまして、それからいま申し上げたようななどいうやり方がということを申し上げて、そこでひとつ御審議いただけるのではないかということでおきます。B-6、B-7でございます。

○佐藤(観)委員 時間が非常に貴重ですから、そう深くは入りたくないのですが、確かに企業関係のものはここに大分出ているけれども、それ以外に非常に細かいものもあるわけですね。額としては大したことはないものもあるわけですね。額としては大したことはないものもあるわけですね。その辺のところは一体どうやってはじいてきたのかといふのが、われわれとしても何年もこれをやつてもいまだに余り解明されていないわけです。そこで税調に提出した資料で各項目別に全部項目が書かれていますけれども、ひとつそれに従つて

なきまして議論をいたしたわけでございます。それで、前段のお話で大臣の御答弁の前にちょっとと言わしていただきたいのですが、企画庁の方の五年の経済の見通しがあるわけでござります。したがって、私から申し上げるのはおこがましいですが、政治的責任云々というのは、まあ政収支試算のお話がありまして、これは非常に重要なことでありますから、もう一度この財政収支試算なるものの政治的な責任は一体どこにあるのか、どこまであるのかということをひとつ大臣にお伺いしていきたいのです。その前提として、今度の五十二年度の財政収支試算というのはどういう形で政府機関の中で討議され、決定されたのか、その点についてまずお伺いをしたいと思います。

【委員長退席、山下(元)委員長代理着席】

○加藤(隆)政府委員 後段の方の御説明をさしていただきますが、昨年の場合と全く同じでございまして、経済企画庁の前期経済計画、あのフレームを踏まえまして五十二年度の数字で置きかえた。つながり方はGNPの伸び率に機械的につながります。準備金系統は去年と動かしておられませんので、どういうふうに主計、主税、理財関係で相当官が集まりまして議論いたしまして、それを企画庁との間で、数字は去年と動かしておられませんので、打ち合わせる必要もないのですが、われわれなりに主計、主税、理財関係で相当官が集まりまして議論いたしまして、それを企画庁に

おこがましくして議論をいたしたわけでございます。そこで、前段のお話で大臣の御答弁の前にちょっとと言わしていただきたいのですが、企画庁の方の五年の経済の見通しがあるわけでござります。したがって、私から申し上げるのはおこがましいですが、政治的責任云々というのは、まあ政収支試算のお話がありまして、これは非常に重要なことでありますから、もう一度この財政収支試算なるものの政治的な責任は一体どこにあるのか、どこまであるのかということをひとつ大臣にお伺いしていきたいのです。その前提として、今度の五十二年度の財政収支試算というのを申し上げたかもしませんが、それにつきましては先ほど申し上げましたB-6、B-7で準備金ごとに業種別の利用状況あるいはまた資本階級別の利用状況をお出しいたしてございますので、予算ベースで推計いたしますときには、そのような一番新しい実績に基づきまして制度改正を織り込みながら伸びを見まして、たとえば価格変動準備金でござりますれば、お手元にある実績から来年は何%増という推計をしてそれに法人税率を掛けたもの、それが予算ベースの減収額になるわけですが、それが予算ベースの減収額になるわけですが、準備金系統はほぼ全部そういう推計をするわけでございますので、実績をこらんいただきまして、それからいま申し上げたようななどいうやり方がということを申し上げて、そこでひとつ御審議いただけるのではないかということでおきます。B-6、B-7でございます。

○佐藤(観)委員 時間が非常に貴重ですから、そう深くは入りたくないのですが、確かに企業関係のものはここに大分出ているけれども、それ以外に非常に細かいものもあるわけですね。額としては大したことはないものもあるわけですね。その辺のところは一体どうやってはじいてきたのかといふのが、われわれとしても何年もこれをやつてもいまだに余り解明されていないわけです。そこで税調に提出した資料で各項目別に全部項目が書いてありますけれども、ひとつそれに従つてなきまして議論をいたしたわけでございます。

それで、前段のお話で大臣の御答弁の前にちょっとと言わしていただきたいのですが、企画庁の方の五年の経済の見通しがあるわけでござります。したがって、私から申し上げるのはおこがましいですが、政治的責任云々というのは、まあ政収支試算のお話がありまして、これは非常に重要なことでありますから、もう一度この財政収支試算なるものの政治的な責任は一体どこにあるのか、どこまであるのかということをひとつ大臣にお伺いしていきたいのです。その前提として、今度の五十二年度の財政収支試算というのを申し上げたかもしませんが、それにつきましては先ほど申し上げましたB-6、B-7で準備金ごとに業種別の利用状況あるいはまた資本階級別の利用状況をお出しいたしてございますので、予算ベースで推計いたしますときには、そのような一番新しい実績に基づきまして制度改正を織り込みながら伸びを見まして、たとえば価格変動準備金でござりますれば、お手元にある実績から来年は何%増という推計をしてそれに法人税率を掛けたもの、それが予算ベースの減収額になるわけですが、それが予算ベースの減収額になるわけですが、準備金系統はほぼ全部そういう推計をするわけでございますので、実績をこらんいただきまして、それからいま申し上げたようななどいうやり方がということを申し上げて、そこでひとつ御審議いただけるのではないかということでおきます。B-6、B-7でございます。

○佐藤(観)委員 時間が非常に貴重ですから、そう深くは入りたくないのですが、確かに企業関係のものはここに大分出ているけれども、それ以外に非常に細かいものもあるわけですね。額としては大したことはないものもあるわけですね。その辺のところは一体どうやってはじいてきたのかといふのが、われわれとしても何年もこれをやつてもいまだに余り解明されていないわけです。そこで税調に提出した資料で各項目別に全部項目が書いてありますけれども、ひとつそれに従つてなきまして議論をいたしたわけでございます。

それで、前段のお話で大臣の御答弁の前にちょっとと言わしていただきたいのですが、企画庁の方の五年の経済の見通しがあるわけでござります。したがって、私から申し上げるのはおこがましいですが、政治的責任云々というのは、まあ政収支試算のお話がありまして、これは非常に重要なことでありますから、もう一度この財政収支試算なるものの政治的な責任は一体どこにあるのか、どこまであるのかということをひとつ大臣にお伺いしていきたいのです。その前提として、今度の五十二年度の財政収支試算というのを申し上げたかもしませんが、それにつきましては先ほど申し上げましたB-6、B-7で準備金ごとに業種別の利用状況あるいはまた資本階級別の利用状況をお出しいたしてございますので、予算ベースで推計いたしますときには、そのような一番新しい実績に基づきまして制度改正を織り込みながら伸びを見まして、たとえば価格変動準備金でござりますれば、お手元にある実績から来年は何%増という推計をしてそれに法人税率を掛けたもの、それが予算ベースの減収額になるわけですが、それが予算ベースの減収額になるわけですが、準備金系統はほぼ全部そういう推計をするわけでございますので、実績をこらんいただきまして、それからいま申し上げたようななどいうやり方がということを申し上げて、そこでひとつ御審議いただけるのではないかということでおきます。B-6、B-7でございます。

いうことに国民的な合意はできないのではないか。貸倒引当金にしろあるいは退職給与引当金にしろ、そのほかいろいろな指摘があつたわけありますけれども、その他の租税特別措置、果たしてこんな効果があるのかないのかという議論もあつた中で、少なくも今日までたびたび議論をされた不公平税制と言われるものについてまずその地ならしをしなければ、その次の段階の一般的な増税というのはできないのではないかと私は思うのですけれども、その点について、大臣いかがお考えでございますか。

○大倉政府委員 その点は繰り返し申し上げておりますように、私どもなりに一番先にそこに問題意識を持ちましたからこそ、中期税制の審議は昨年六月でござりますが、いわゆる不公平税制の見直しといふのは一昨年の八月から手がけていただいておるわけでございまして、私どもの努力が足りないというおしかりはそれは甘んじて受けますけれども、何もやつてないというだけはひとつ御勘弁願いたいと思います。

○佐藤(観)委員 私は何もやつてないとは言つてないのですよ。少なくもまだまだ当委員会でかなり指摘があるわけですね、それについて非常にやり方がなまぬるいのではないか。私もこの前予算委員会でやつたように、金融保険業の貸倒引当金についても非常に巧妙なやり方で、今度は何か千分の五になつたように一見見えるけれども、一見です、皆さん方の法律案は千分の五というふうになつてありますけれども、ただし書きがあつて千分の八から千分の五に持つてくるには、そこに行くまではとにかく積み増しだけはさせないということですから、貸し出し残高があふれない限りは千分の八は事実上維持されるわけですね、貸し出し残高が事実上ふえない限りは維持される、こういうような巧妙なやり方をしている。このことは触れません。大倉さんがそう言つたら私は一つだけ触れておきたいのは価格変動準備金です。これは今度は全然手をつけないわけですね。これほどなくなっていますか。

○大倉政府委員 五十一年度に引き続き線入率を縮減いたしております。ただ、その程度の差が不十分であるという御指摘かと思います。

○佐藤(観)委員 それは、今度さわつたというのは、将来にわたって最終的にはゼロにする、こういう前提ですか。

○大倉政府委員 これはやはり関係省もございますことでございますから、私がいま直ちに将来ゼロにするつもりであるということを申し上げるのは差し控えさせていただきたいと思いますが、昨年も縮減し、本年も縮減しておるということで私どもの気持ちは御理解いただけるのではないか。本年の縮減の度合いにつきましては別途申し上げましたように、五十二年度の経済情勢全般を考えますと昨年と同じ考え方で特別措置は整理縮減いたしますと昨年と同じ考え方でございますから、私がいま直ちに将来ゼロにするつもりであるということを申し上げます。しかしそのときどきの経済情勢を見ながら漸進的に縮減をしていくということの方を考慮されるを得なかつたという面もまたあるわけでございまして、やはりそのときどきの経済情勢を見ながら漸進的に縮減をしていくこととは妥当なやり方ではないかと、大倉さんが言う、前の段階でとにかく大変だと言うのと実際にやってることとはどうも合っていいのではないか。私は、その意味では租税特別措置法なり法人税のかなり優遇部分についての洗い直しは足りないと断ぜざるを得ないわけでありますけれども、いかがでござりますか。

○大倉政府委員 時間の関係がござりますから余り技術的なことを申し上げるつもりはございませんが、期末の時価との関連で申しますと、いわゆる後入れ先出し法を採用しているような企業には価格変動準備金は認められません。しかし、それは非常に技術的な問題でありますから、別の機会にまた御質問があればもっと詳しくお答えいたしたいと思いますが、一般的に申しまして、やはりたな卸し資産というものが期中に全く価格低落はしないで済むであろうかと申しますと、それは一概には申せない。特に現在の積立率で申しまして、それでも、いわゆる価格変動の著しい物品というものは昨年も本年も率はそのままにいたしておるわけでございます。したがつて、一般的の物品についても、いわゆる価格変動の著しい物品というものは株式等につきまして逐次積立率を縮減しているわけでございます。

これを吐き出してもらわなければ、いま申しましてたように次の全般的な増税にいけないと私は思うのです。なぜ価格変動準備金について私は最終的にゼロにしていいかといいますと、たな卸し資産は株式等につきまして逐次積立率を縮減しているわけでございます。

ただ、おっしゃいました中で一つ、過去の留保を吐き出させるべきであるという点について私としましてはいまの情勢のもとでは若干ためらいがございます。それはつきり申し上げておかなくてはいけないのかと思います。貸倒引当金の縮減につきましてもその考え方がありますので、所要の経過措置を講じさせていただきたい。と申しますのは、これはおしゃりを受けるかもしれませんのが、会計上の引当金なり準備金というものは現金が引き出しに入っているわけではございませんで、これは資産として運用されておるわけでございます。計法上評価がえといふことができるわけではありませんから、もし下落をしたとしてもそのときには損金で可能なわけですね。そういう道があり、いまや学説としても、これは利益性の留保積立金であるということは、定説になつていて、それは損金で可能なわけですね。そういう道があり、いま縮減いたしております。ただ、その程度の差が不十分であるという御指摘かと思います。

○佐藤(観)委員 それはお気にさわづ以後今までの過程の中で、これはお気にさわづから、留保を吐き出して課税をするということはそれなりのショックを与えるわけでございますから、私どもは、一般論としましては、石油ショックによる相対的には日本が一番うまくやつておつて、家計の傷みが一番少ない、私はそう考えておりますが、それが財政再建に一番早くつながるというふうに思っておりますが、大企業といふものは傷んでしまうかもしれません、大企業といふものは傷んでしまう可能會はおしゃりを受けたとしてもこれは十分であります。それで、それは住宅取得控除の適用の拡大の問題です。もう多くを申し上げませんけれども、私は去年の五月の二十日に税の小委員会で質問をして、考えておくようにということを言ったのですが、それは住宅取得控除の適用の拡大についても認めるべきではないか。とにかくそれなりの苦勞をなさって、お子さんができたということで建て増しをしているものについて、一番最

初の段階では、古い家のことで、この住宅取得控除が創設されてなかった、使つてなかつたという方については、たとえば十坪建て増しをした場合にはその分だけ認めていいじゃないか。それから、住宅取得控除の場合には中古の家を買った場合には認めてくれないという運用になつていて。それから三番目に、せっかく営々として家をつくつて一年ぐらい住んだけれども、現実にはサラリーマンの悲衰で転勤させられてしまう。せめて奥さんぐらいが残つていられば住宅取得控除も効きますけれども、全部親戚なり知人に貸していかなればならぬという場合には、いまの法律では言うまでもなく本人が居住しているということが条件になつていますので、住宅取得控除が適用にならない。私は、これも売つちやうなら話は別だけども、せめて所有権が移転しないものについてはこれも認めていくべきじゃないかというと前回に主張しているわけであります。これについては税務署によつては、会社の転勤等というような場合は若干運用の面で認めているところもありますけれども、そういう意味でこのよだな国民に非常に直接的に関係の深い住宅取得控除についてはさらに運用を拡大していくべきじゃないかといふことを昨年の五月二十日に質問したわけであります、さらに全体的な建設省の住宅供給政策とも関連をして研究していくことだつたわけであります。いつもおたくの方で検討する、検討するということは、どうもやらないということのようありますけれども、ことしの予算として住宅取得控除は一体どのくらい減収になると見ていいのか、そして、もし私が言うよだなものまで適用した場合に一体それほど大きな財源が要るといふふうに考へているのか、その点についてお伺いをします。

○大蔵政府委員 幾つかのお尋ねがございましたが、住宅取得控除によります減収額は五十二年度平年度予算ベースで三百十億円と推計いたしておきます。これを御質問にございました中古などに適用を広げた場合にどの程度の減収の増加になるかということでございますが、貝沼委員にもお答えをいたしましたように、やはりこれは政策税制であり特別措置でございますので、税で優遇するため用いてる政策目的というのは何であろうかということについて私どもなりに納得して、その上で初めて御提案もし御審議も受けることになりますのは、それはひとつ私なりにいまの住宅政策で中古住宅を取得することの意義づけ、位置づけをはつきり教えてほしい、それがいまや住宅政策としては大事なんだ、中古を買うことを誘導するというのではなくて、特定の政策のために誘導的に税を使つて建てる入つてすぐほかの人に渡してまた建設ではないか。これまた言葉が悪くて恐縮でございますが、税が軽ければ軽いほどいいということではなくて、特定の政策のために誘導的に税を使つて建てるための住宅ですねといふことをこういう税務署では中古に買いかえることが大事なんだといふことをひとつ私に納得いくようになつてほしい。

それで私が納得がいくならばそれなりに具体的な案を詰めてこうではないかということを申し上げておるわけでございまして、納得がいくならばもちろん考えますという意味で検討の対象でございませんけれども、新築の方は安くなる、中古を買つても安くならないから安くしろということだけでは處理できるとは私は考えておらないわけでございませんけれども、新築住宅を取得して、それが中古家屋は、何もそこに誘導するのじやなく、たって、いまこれだけ物価が上がりつて、土地を含めて新しい家を買うつもりで貯金してしまつた方にせめて幾らかでも税でお役立てをしまつて、立法事項としてどう考えるかでございます。それは一つは、これはいかにも税当局の考え方そなことであるのかもしれませんが、新築住宅と一そな余裕あるわけがないじゃないですか」と呼ぶ)それはお金のある人の話でござりますから。まあいろんなことを考えて議論してつくつてて、利用されても困る。(佐藤(観)「そな余裕あるわけがないじゃないですか」と呼ぶ)それはお金のある人の話でござりますから。まあいろいろなことを考えて、それはやはり本来の政策目地でございまして、それはやはり本来の政策目地から見て、その新築住宅に本当に御自分がお住むつもりで建てたのに別の理由でほかのところに行かなくなっちゃならなくなつたというのを何か救えないかもしません。ですからそれは、自分が住むつもりで建てたのに別の理由でほかのところになつてしまつておりますけれども、その適用期間規定で裏から書いていると申し上げるのが一番いのかもしません。ですからそれは、自分が住むつもりで建てたのに別の理由でほかのところになつてしまつておりますけれども、その適用期間内にお実態的にどこまでそういう問題を取り込んで考えてよいのか、そういう問題としてひとつ勉強はさせていただきたいと思います。

○佐藤(観)委員 勉強させていただきますといふのは去年もそう言つたんですよ。おたくは、局長じゃなければども山内さんが言つたんだ。そしてまた一年たつちやつた。

それで、いまの大倉さんの答弁を聞いていますと、非常に冷たいんですね。非常に冷たい。冷たいことは、住宅取得控除というのは、空き地にどんどん家が建っていく建築業者を奨励しているわけじゃないわけですよ。苦労してとにかくため頭金はできた、そういう人にやつと家が来た、そういう御苦労に対して若干なりともマイホームの持ち家政策として税で優遇というか、税はわずかでありますけれどもめんどうを見させてもらいましょうというのがこの趣旨だと私は思うますか。——先礼しました。新築住宅を取得して、それから三年間になつているけれども住んでいるのだから、実は居住用財産を売つた場合のお話ではないかと思うでござりますが、そうではございませんでしようか。住宅取得控除のことございりますか。——先礼しました。新築住宅を取得して、時間もかかり値段も高い。いま一年に三万円までですね。それで三年間でしよう。最高やつたつて九万円ですから、しかも五十坪以下と決められているのですから、そんないでかい家が建てられるわけじゃないんで、そういうものについて若干な

りとも税でお助けをしましょ、こういう趣旨だと思いますから、当然これは建て増しの場合でも五十坪以下の場合ならこれを適用すべきだし、残念ながら中古の家しか購入できないような方にも、これこそまさに税が手助けをすべきであるし、家を建てられたけれども残念ながら会社の都合で転勤になつた、家族も全部一緒に行かざるを得ないというような方についても適用するというの私は温かい政治だと思います。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

る、ところがたとえば田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合の三千万円の特別控除というのを受けられないというような方についても適用するというのがあります。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

る、ところがたとえば田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合の三千万円の特別控除というのを受けられないというような方についても適用するといふのがあります。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

る、ところがたとえば田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合の三千万円の特別控除といふのがあります。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

る、ところがたとえば田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合の三千万円の特別控除といふのがあります。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

る、ところがたとえば田舎の方に土地がある、その土地を売つてそのお金でマイホームを建てるといふ場合に、これは例の居住用の財産、住居を売つた場合の三千万円の特別控除といふのがあります。大蔵大臣どうですか。時間もありませんから次に行きたいと思うのですが……。

○大倉政府委員 ちょっと私の先ほどの答弁で一漏れておりましたので。

その点は佐藤委員十分御承知の上での御質問のようにいま伺つておりましたが、単身赴任の場合には取り扱いにくいことになっておりますが、家族ぐるみで行つてしまつたときに、なおかつ将来こつちへ戻つてくるということをどうやってうまくまえるかというようなことでございまして、それは先ほど申し上げましたように、なお研究の余地があるかどうかは勉強させていただいたといふ。

それから、政策の趣旨につきましては、どうも私は、これが冷たいとかなんとかいう問題ではなくて、やはり住宅政策としては、やたらに大きなかつとも、しかしながら質のいい家を新しくふさといて、いかに力点があつてできたのではないが、家を買った方に税で補助金を出そうという趣旨できておる制度ではないように私は思いますが、しかしそれはそれで一つの新しい御提案として考えてみさせていただきたいと思います。私はどうも家を買った方に税という補助金を出すのだというためにできている制度のようには思いません。

○佐藤(観)委員 また論争していると非常に長くなるので、これもまた機会を見て小委員会等でやります。私は非常にいま件数が多くなつて問題になつているのは、いまアパートなんか住んでい

とにかく受け取るだけにしてしまおうという動きがあるやに聞いているのであります。私の調べた限り、少なくもそういうことは通則法なり所従税法の施行令によつてもできないと思うのでありますけれども、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

先生のおっしゃったいわゆるサラリーマン減税闘争にかかる申告書は本年も相当多数提出をされているようでござりますけれども、現在確定申告が終わつたばかりでございまして、税務署では現在申告書の検算、整理を行つて段階でござります。したがいまして、どのような種類の申告書がどの程度出たかということはわれわれはまだ実態を把握しておりません。いずれにいたしましても、税務当局といたしましては個々の提出されたものを十分内容を審査いたしまして、法律に照らした適正な処理をしたい、こういうふうに考えておるところでございます。

○佐藤(観)委員 次長、私はそういう一般論で

言つてゐるのではなくて、現実に今まで、昨年もいわゆる宮城方式あるいは新宮城方式という形

で現実に申告書が出されているわけですね。その

処理について、ことしからは、後の更正通知書な

り充當通知書を出すのは非常に大変だからやめ

ちやえ、これはもう受理するだけでいいんだとい

うふうに聞いているわけで、ことし現実にどうい

うふうに出るかは確かに次長の言われるとおりの

ことかと思いますけれども、過去出されたものを見

例にとるならば、そのようないま私が例に申し

上げましたように、経費部分について欄外で出す

とか、あるいは源泉徴収の総額を還付するよう

請求書を出すとか、そういうようなものについて

更正の通知書なりあるいは充当の通知書その他の

手続を省いてしまつてやることができるかどうか

か、現在の国税通則法ないしは所得税法の施行令

等によってそういう解釈ができるかどうか、またそういう施行ができるかどうか、その点をお伺いしているのです。

○山橋政府委員 お答えいたします。

ただいま申し上げましたように、現在確定申告書の中身についてはまだ正確に把握しております。たしか去年は、例を出して恐縮ですが、四国の方も大変な被害に遭つたのですが、私の調べた限りは、こういった、一般の人がなるべく書きやすいように簡易計算の方法なるものつくったところはないので聞いてみると、これは名古屋国税会議という組合と局とが話をして、なるべく納税者に利便になるようにというのでつくったのだそうです。その記載事項にもし欠缺があるというふうな場合には、その欠缺の程度によりましては、所得税法にのつとつた確定申告書ではないと評価をすべきものもあるかと思いまして、また、行政庁に対するところの陳情を確定申告書の用紙を用いて行つたと判断する場合も出てくるだろうと、うふうに考えますけれども、いずれにいたしましても、これはその申告書の中身を見てケース・バイ・ケースにわれわれとしては判断すべきものであらうかと思います。現在その中身の審査まで入つておりますけれども、どういう取り扱いを最終的にするかということは、今後の検討にまちたいと思っております。

○佐藤(観)委員 もう少し詰めたいのですが、時間がありませんので、確認をしておきますけれども、今まで確定申告書が出されて、それに従つてこの人は充当する金額ゼロないしは還付する金額ゼロという更正通知書なり充當通知書というのを出さないで、税務署側は受け取つただけだとういうような例は過去にありますか。

○山橋政府委員 過去にはございません。

○佐藤(観)委員 そのことだけ確認をして、最後に一つだけ、これは私の地域だからといふわけじやありませんけれども、去年大変な災害がありました。それで非常に親切で、被害割合の判定基準表、

に——それでも実際にはなかなかむずかしいです
が、少なくなるべく皆さんにわかつてもらおう
ということで名古屋の国税局は出されたのです
よ。たしか去年は、例を出して恐縮ですが、四國
の方も大変な被害に遭つたのですが、私の調べた
限りは、こういった、一般の人がなるべく書きや
すいように簡易計算の方法なるものつくつたと
ころはないので聞いてみると、これは名古屋国税
会議という組合と局とが話をして、なるべく納税
者に利便になるようにというのでつくったのだそ
うでありますけれども、そういう意味で、納税
というのはなかなかむずかしいわけですから、な
るべくこういったこともぜひ考えてもらいたい。
名古屋の国税局だけがこれはやつしたことなんですが、ぜひ今後とも激励をしてもらいたいこともあります。それをこういったことを終わります。

○保岡委員長代理 村山喜一君。
○村山(喜)委員 私は、税については権威者だと
言われる大蔵大臣にいろいろ質問をしてみたいと
考へておるわけです。答弁してくいような問題は、
優秀な官僚たちが控えておりますから、そちらの方にお譲りをいただいても結構でございます。

まず、サラリーマン減税の問題でござりますが、
この給与所得控除という概念が、これは必要経費
の概算控除なんだ、それから二番目には、勤労所得としての税率が弱い、第三番目には、捕捉率
の調整の意味もあるんだ、こういうような形で、
最高は四〇%、最低一〇%のそういう控除制度と
いうものがいま大きくなつてきたわけです。ところが
これが、大蔵大臣も御承知のように、中小企業者の
いわゆる労働所得控除もサラリーマン減税の控
除と同じような形にいまなつておりますね。とい
うのは、いわゆる法人成りと言われる中小企業者
もあるいは青色事業申告者の場合でもこれは専從
者完全給与控除制度がとられる、あるいは事業者
自身についてもみなしで所得がとられる、こうい
うような控除方式がとられておるわけです。

〔保岡委員長代理退席、委員長着席〕
そこで、現実に現在の所得税法のもとで、い
わゆるサラリーマンだけでなく、青色申告をし
ておられる方の家族専従者、それは事業主からは
経費として差し引かれ、受け取つた側は給与とし
て扱われる。したがつて、給与所得控除が適用にな
る。また、事業主自身につきましては、これは
租税特別措置ではござりますけれども、いわゆる

みなす法人課税というものを選択なさいますと、
御自身にみなす法人から報酬を払う、その報酬部
分がまた所得税の課税上は給与所得として扱われ
る。また、事業主自身につきましては、これは
勤労所得としての税率になつていくという問題
がござります。また、白の事業所得者につきまし
ても事業専従者控除、これは一律でござりますけ
れども、これを受け取つた側はまた給与を受け

取つたとして課税するということでございまし
て、給与として課税をする、その限りにおいては
あなたとの損害額というのを非常に懇切丁寧に
あつたとすると、給与所得控除の概念規定の中

給与所得控除が適用になるということで、いわゆるサラリーマンでない方にも給与所得控除が適用される余地がかなり広がってきておる。その点はもう御指摘のとおりだと思います。

そこで御質問の最後の、今後所得税の軽減を考える場合に、それはサラリーマンのことだけではなく、ほかの人も考えてやるのかというふうに、そういう場合には常に、中小所得者のそれが事業所得であるか給与所得であるかという前に、中小所得者として物を考えいく、恐らくは大臣からもそのようなお答えがあるのだろうと思います。

ただ、これだけ給与所得控除の率が上がりまして、今後の改正で給与所得控除の率を、特に下の方の収入階層についてさらに引き上げるということは、これはなかなかむずかしい問題でござりますし、ある程度は減税の骨格を決めるような問題でもございますから、私として断定的なことを申し上げるのは避けるべきだと思いますけれども、私の個人的な感じといたしましては、給与所得控除の率といふのは、いわばもうすいぶんいとこに来たな、これ以上率を上げるという必然性は余りないのでないか。もし私が御質問の趣旨をはき違えていないとすれば、むしろ中小所得者全般の負担軽減ということで、サラリーマンだけの軽減という場合には、これだけ範囲が広がる前には給与所得控除の率といふことで考えられていた歴史的な背景がござりますけれども、やはり今後は中小所得者全体を考えながらの必要に応じての負担軽減という角度で問題が取り上げられることの方が多いし、恐らく現実的ではないかなというふうに感じます。私の個人的な感じを申し上げました。

○村山(喜)委員 私はやはりこの問題は今後の税制の中で考えなければならない大きな問題を含んで、私から特に加えるところはございません。

○坊国務大臣 主税局長がお答え申し上げたとおりで、私から特に加えるところはございません。

○村山(喜)委員 私はやはりこの問題は今後の税

でいると思うのです。というのは、捕捉率調整の問題をとらえてみましても、どうも悪循環に陥っているような気がしてなりません。

それと、税制上の申告納税制度を推進するという意味から、青色事業者の場合にはそういうような恩恵措置がとられたわけでございますが、白色申告事業者の場合との対比においても問題があるのでないかという多くの指摘は、この際考えてみなければならない問題点だということを指摘をしておきたいと思います。

そこで、必要経費の問題でございますが、個人の資産というものを分けてみますと、事業用資産と生活用資産があると思うのですが、その中間の段階のものもあると思うのです。先ほど佐藤委員の方からも話がありましたが、たとえば生活用資産が災害を受けますね、そうなると、いわゆる雑損控除という方式がとられるわけです。その場合には足切りがありますね、一〇%と。ところが、事業用資産については足切りがございませんね。そういうことから、事業用資産の場合には任意の取り扱いまで必要経費というふうに見るわけですね。そうなってまいりますと、事業所得者の場合には、必要経費というものをいろいろな形で見ることができます。ところが給与所得者の場合には、その必要経費といふのは、これは概算控除でありますから、もう見てあるのだというふうに思いますが、その事業所得の計算上的是非経費としてそれを見るという形にならうかと思うことがあります。また全額が事業所得であるといふかと思します。またその事業所得の計算上にはその収入金額が何%が給与所得で何%が事業所得といふふうな、その割合によりましてその経費の算分といふことが行われるという形にならうかと思います。

○村山(喜)委員 具体的には大工道具を持つて雇われたという形、自分の道具持ちという形で給与所得を受ける、あるいは協同組合みたいなものをつくりまして、そちらの方から必要な大工道具を支弁されるという形で、しかも給与もその協同組合の方から支給を受ける、こういうような事業協同組合の場合には、大工道具といふのは協同組合のものでございますから問題は発生しない。自分で大工道具を持ち込んで仕事をする場合に、その大工道具の税法上の処理についてはどういうふうになりますか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

実際の取り扱いの問題でございますけれども、大工の所得には、事業所得がされるものとそれから給与所得とされるものがございます。事業所得とされるものにつきましては、その所得金額といふ形にならうかと思います。

うのはその事業に係る収入金額から必要経費を控除した金額とされているわけでございますが、大工道具代も事業所得の必要経費とされるということがあります。

それから大工の所得のうちで給与所得とされるものにつきましては、その所得金額はその給与にかかる収入金額からいわゆる給与所得控除を引いた金額でございますので、大工の道具代でございましても、給与所得控除以外にそれを別途控除することはできないというふうに考えております。

○村山(喜)委員 税法の解釈はそのとおりだらうと思うのですが、そうなりますと、その資産から所得が生じている場合に、その限度内において控除をするという方式をとるということですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

これは一般的に申しまして、大工さんのいろいろな雇用関係といいますか、契約関係は、たとえばその大工の所得が全額給与所得である

といふように認定をされますが、それは給与所得控除の範囲内でその経費を見るという形になります。また全額が事業所得であるといふかと思します。またその事業所得の計算上には、通常私たちいたしましては事業所得といふふうに考えております。したがいまして、大工道具につきましては、その事業所得の必要経費といふ形でその経費に認められる、こういう形にならうかと思います。

○村山(喜)委員 お尋ねの件が会社なりに雇用された場合には、自分が持ち込んだものは給与所得の中からそういうふうな必要経費として控除することができます。

○山橋政府委員 お尋ねの件が会社との雇用契約であるという形でござりますれば、その収入は給与所得でござりますので、給与所得控除の範囲内

でそれを見るという形にならうかと思います。

○村山(喜)委員 給与所得の範囲内といふことに

なりますと、事業所得の場合と差がありますか、ありませんか。

○山橋政府委員 お答えいたします。

大工道具の具体的な量とかあるいは金額とか、それぞれいろいろな場合があらうかと思います。

それによって違つてくると思ひますけれども、給与所得控除の場合にはいわゆる給与所得控除の範囲内においてその必要経費が認められる、こ

○村山(喜)委員 紙与所得控除の中身が必要経費の概算控除という中でその問題は見られるから、これはやはり紙与所得のその控除額の中で見て見るだということになりますね。そうなると、一般的のサラリーマンが洋服を着て会社に通う、そういうようなものと同じものだという取り扱いになる、こうしたことにして解釈していいですか。

○山橋政府委員

お答えいたします。

大工さんの場合の大工道具というのは、その給与所得を得るために必要不可欠といいますか、そういう性質のあるものだと思いますけれども、しかし給与所得ということありますれば、その必要経費は給与所得控除の範囲内でこれを見る、こういう法規上のたてまえになつておりますので、その範囲内でその経費を引く、こういう形にならうかと思します。

○村山(喜)委員 だから、紙与所得者と見られる場合には給与所得控除以外には見られないわけです。それで請負契約の場合には、これは事業所得だから必要経費として、その費用なりあるいは損失を見ることができる、こういう取り扱いになるわけですね、それは矛盾はありませんか。

○山橋政府委員

お答えいたします。

税法のたてまえが、事業所得の場合には収入金額から必要経費を引く、というたてまえでございます。給与所得の場合には給与所得控除という概算経費控除的な制度があるわけでござりますので、制度上はそのような扱い方にならうかというふうに考えておるわけでございます。

○村山(喜)委員 私は大工の道具の問題を一つだけ取り上げましたけれども、雇用があるは請負かという形態によって事業用資産、あるいはそれは給与所得の必要経費の概算控除だ、こういう形で取り扱いが区別をされておるわけですね。そちら辺の上から、自分が必要な大工道具を持ち込んで雇用関係にある場合には、その道具代といふものを給与の上にプラスして給与が決まっておるのであるならば給与所得することも認められるけれども、その持ち込んだ場合と持ち込まない場合とは労働条件の差が出てきますが、その場合もこれはやはり給与所得のその控除額の中を見てくるだということになりますね。そうなると、一般的のサラリーマンが洋服を着て会社に通う、そういうようなものと同じものだという取り扱いになる、こうしたことにして解釈していいですか。

○山橋政府委員 お答えいたします。
そのような議論といいますか、苦情も現在まで私たちの方には耳にしておりません。
○村山(喜)委員 われわれのところに来ておるの
は、大工道具というのは大工が生産の手段として、事業所得者であろうがあるいは給与所得者である
うがこういうようなものはそれを得るために必要な資産であり、それはやはり必要な費用として落とすとしてもらいたいという要請が来ているわけです。それは当然減価償却等の問題も含めて落とす
ます。

そこで大蔵大臣、ずっと意見を聞いております
と、いろいろな立場からもつと減税をしろ、もつ
と特別措置を考えなければならぬという意見が非常に強いやうでござります。しかし、いま税金を
もっと引き上げなければならないといふときに当
たつておる。その中で、一体大蔵大臣は、いわゆ
る課税所得といふものに食い込んでいるいろいろ
な措置、特別措置やいろいろな措置がござります。
たとえば、資産所得の場合、利子所得があります。
そういうものの対して、どういうようにするんだ
うことについて私はお伺いをしてみたいのです。
たとえば、資産所得の場合、利子所得があります。
少額貯蓄だ、こううことの取り扱いになります。
ね。一人で千四百万。それに加えて、証券の投資
信託の収益分配金も非課税措置ですね。そうなつ
ておりませんか。それで、これは税法の中で元本
が一千四百万円までは少額貯蓄だ。そこまで税法
の中でも、そういう資産所得にかかる利子所得等
の中でも、その持ち込んだ場合と持ち込まない

い場合、会社側が持つ場合と自分が持つ場合の合
とは労働条件の差が出てきますが、その場合も
給与が同じである場合にはおかしな現象が出てく
るようになりますね。そうなると、いつよう思
うのですが、そういうような事例はございません
か。

○山橋政府委員 お答えいたします。
私たちは労働条件の差が出てきますが、その場合も
給与が同じである場合にはおかしな現象が出てく
るようになりますね。そうなると、いつよう思
うのですが、そういうような事例はございません
か。

○坊国務大臣 いま御指摘の所得等に対する措置
といふものは、これは検討を要することだと私も
思います。今日、非常に財政が苦しく、健全財政
を図つていかなければならないときに、そういう
たような問題については、はじめに考えていかな
ければならぬ問題だと思いませんけれども、ただ、
卒然としてこれをやめるとか、あるいは非常に激
変させるとかということをやりますと、そのこと
によつて、激変をするということが混亂の基とな
るようなこともございまして、取り急いでこれを
やっていこうということには——私は、順序をも
ちまして、そのために順次今日までもそれをやつ
てまいりたというようなことございまして、余
り激変をさせるということについては、これは慎
重に考えなければならない。いろんな環境等もあ
ります。そういうふうに考えております。しか
し、何もやらぬというような考え方ではございま
せん。

○大蔵政府委員 過去に税制調査会におきまし
て、ある時期にかなり集中的に課税単位の問題を
御議論頗つたことがあります。ちょっと何年でござ
いましたか正確に記憶いたしておりませんが、
そのために税制調査会に属しておられます学者の
委員にわざわざ外国の調査に出かけていただいた
ことをございました。ただ、その結果の御報告は、
現在二分二乗方式、あるいは共同申告方式と申す
方がより正確かもしませんが、そのようなもの
をとつておる国でも、なかなかやはり自身と夫婦
者との間の負担のバランスが問題になつてきて、
結局は複数税率表のようなものが出てきたり、な
かなかうまくいかないのだ。結局は所得の稼得若
きこの点についてお答えいただきます。

○村山(喜)委員 所得税の課税単位の問題をどう
いうふうにお考えになつていらっしゃるのだろう
かということなんですが、いま、日本の所得税の
構造というものが、単位が個人主義でございま
して、世帯単位ではないということから、いろんな
形で節税をするという形の中で、分散が行われて
おるわけですね。そういうような状態の中で、独
身者、世帯持ちであつても同じ累進構造の税率で、
したがつて、世帯持ちには不利に働く税制だ、こ
ういうふうに言われておりますが、そういうよう
な問題の指摘に対して、主税局長はどういうふう
にお考へになつておるのでしようか。たとえば納
税者の配偶者の給与収入が七十万円以下の場合に
は配偶者控除が認められて、その収入は納税者の
課税所得に含める必要はないわけですね。そして
また、源泉分離選択にかかる利子や配当所得が
仮にあっても、それも妻のものに名義がなつてい
た場合には、納税者のその申告に付加する必要は

ない、こういうようになつておるのだと私は思
うのですが、そういうようなものの上から考へて
いた場合に、いまの所得税の課税単位といふも
のは、いまのままでいいんだろうかという問題が
出でてくるわけでございますが、これらの問題につ
いてはどのような検討をしていらっしゃるのか、
この点についてお答えいただきます。

大きくなるにつれて配偶者控除なり扶養控除の額を漸次消去していく、つまり、いまの政府案で申しますれば、二十九万円の配偶者控除と決めてあるけれども、配偶者が十五万円所得があるならば、それは配偶者控除は十四万円しかありませんよというやり方が実は一番理論的にはすつきりしてゐるのではないか。ただ、それはいかにも実務上もう持ち切れないということで、いまのようにその所得限度というものを決めて、そこまでの所得であれば、もうえいやつと言つて、配偶者控除は全額認めるということになつておりますが、その意味では、そのボーダーラインをちょっと超すと配偶者控除が飛んでしまうという段階が一つあり、もう一つは配偶者なり扶養親族がサラリーを得ている場合には、扶養親族にならないという段階と、課税もされない、扶養親族にはなったという段階といろいろ出てきてしまつて、刻みのところで言つて、どうもあつちとこつちがバランスがとれないなという問題がどうしてもつきまとつてゐることは御指摘のとおりでございます。ただ、それを非常にクリーンに直して、こうとしますと、やはり漸次控除額を減らしていくという方式しかいまのところちょっとと思つていいわけでございますが、それはかなり複雑で実務もなかなか大変だということで、そこまではいけない。しかし、おっしゃるような問題がいろいろ意識され始めている。特に給与所得の定額控除が大きくなりました結果、パートの奥さんの収入がかなり多くても奥さんは課税されない、しかも配偶者控除があるといふことが出てきて、いわゆる内職収入との間でいろいろ問題が出てきたということは、私どもなりに新しい問題が出てきたなという意識はしておりますが、いまのところなかなかはつきりした解決案は見つかっていないというのが現状でございます。

○村山(喜)委員 産の増加説という説が従来の本体をなしておる。所得税法上の所得についてもやはり同じような立場に立つた考え方で問題の処理を図つていく段階にあると言われておりますが、この点はいかがですか。

○大倉政府委員 これがまた非常にむずかしい御質問でございまして、いまの法人の課税所得の計算の仕方というのは、いろいろな規定を総合して考えますと、純資産増減的な計算に一番近いのではないかなど私も思います。ただ、個人の所得ではないかなと私も思います。たゞ、個人の所得の場合は、事業所得者と申しましても、どうしても生活関連部門との間でいろいろやりとりがござります。端的に青色申告をなすつてある方のいわゆる店と奥との仕分けと、いふような問題がどうしてもつきまとつて、そのときに店分の純資産増減的個人所得計算というのは一つの方向であるのかも知れませんが、非常に完全に記帳がされる、また店と奥との区分がだれが見ても紛れがないようになるという状態を前提にいたしませんと、現実の個人営業の形態をいろいろ見た上では、やはり総収入金額、これに伴う必要経費、それに資産損失を別途考えるといふのが行き方でないとなかなかさばき切れないじやないかなという感じもいたしますが、どうも私もちょっと自信がございませんで、いまあちら側におります専門家の顔を見ながら答弁しておりますが、(笑声)どうもそういうことではないかなと思います。

○村山(喜)委員 この問題は、大体同じような方向へ向かっていくのが正しいんじゃなかろうかと私は思うのですから、ちょっとと御所見をお聞きしましたわけです。

○有価証券の譲渡所得の問題なんですが、これは所得税法の九条の一項の十一号によりまして、原則的には非課税だ、こういう措置がとられていることは大蔵大臣も御承知のとおりでございます。

○大倉政府委員 お答えさせます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けましてお答えいたしたいと思いますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、とられていないようでござりますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあという指摘がなされて論議がされておる、こういうことであります。が、キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利益の発生というようにみなして、そして課税をするということになると、私も思ひます。たとえば現先合に、日本の税制の中では有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになつてきた、このことになるんでしようけれども、この市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いが七十五兆円とか言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならないをわめて大事な時期に來ているのだというふうに思つてあります。資産の移転の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやるうというシャウブ勧告の考え方というものがずっと後退をして、日本の税制の中では今日ほど生かされていない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思うのですが、こういうふうに日本の税制が抜本的に検討されなければならぬときには、たゞ税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入れて、問題提起をいたしてござりますので、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと考えております。

○坊國務大臣 お答えさせます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けましてお答えいたしたいと思いますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、とられていないようでござりますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあという指摘がなされて論議がされておる、こういうことであります。が、キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利益の発生というようにみなして、そして課税をするということになると、私も思ひます。たとえば現先合に、日本の税制の中では有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになつてきた、このことになるんでしようけれども、この市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いが七十五兆円とかと言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならないをわめて大事な時期に來ているのだというふうに思つてあります。資産の移転の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやるうというシャウブ勧告の考え方というものがずっと後退をして、日本の税制の中では今日ほど生かされていない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思うのですが、こういうふうに日本の税制が抜本的に検討されなければならぬときには、たゞ税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入れて、問題提起をいたしてござりますので、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと考えております。

○大倉政府委員 お答えさせます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けましてお答えいたしたいと思いますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、とられていないようでござりますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあという指摘がなされて論議がされておる、こういうことであります。が、キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利益の発生というようにみなして、そして課税をするということになると、私も思ひます。たとえば現先合に、日本の税制の中では有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになつてきた、このことになるんでしようけれども、この市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いが七十五兆円とかと言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならないをわめて大事な時期に來ているのだというふうに思つてあります。資産の移転の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやるうというシャウブ勧告の考え方というものがずっと後退をして、日本の税制の中では今日ほど生かされていない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思うのですが、こういうふうに日本の税制が抜本的に検討されなければならぬときには、たゞ税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入れて、問題提起をいたしてござりますので、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと考えております。

○大倉政府委員 お答えさせます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けましてお答えいたしたいと思いますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、とられていないようでござりますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあという指摘がなされて論議がされておる、こういうことであります。が、キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利益の発生というようにみなして、そして課税をするということになると、私も思ひます。たとえば現先合に、日本の税制の中では有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになつてきた、このことになるんでしようけれども、この市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いが七十五兆円とかと言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならないをわめて大事な時期に來ているのだというふうに思つてあります。資産の移転の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやるうというシャウブ勧告の考え方というものがずっと後退をして、日本の税制の中では今日ほど生かされていない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思うのですが、こういうふうに日本の税制が抜本的に検討されなければならぬときには、たゞ税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入れて、問題提起をいたしてござりますので、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと考えております。

○大倉政府委員 お答えさせます。

○大倉政府委員 御指摘を私なりに二つの面に分けましてお答えいたしたいと思いますが、一つはやはり資産増加と、それを未実現であれ何であれ、とられていないようでござりますけれども、聞くところによりますと、公平負担の原則の上から見まして、この問題についても問題があるなあという指摘がなされて論議がされておる、こういうことであります。が、キャピタルゲインの課税の問題は、評価益を納付能力の増加を伴う経済的な利益の発生というようにみなして、そして課税をするということになると、私も思ひます。たとえば現先合に、日本の税制の中では有価証券というものが今日大きな金融資産として取り扱われるようになつてきた、このことになるんでしようけれども、この市場で取り扱われている有価証券の金額のトータルが四十五億とか、あるいは公社債市場における取り扱いが七十五兆円とかと言われるような、そういう時代に入つておるときに、私もやはりこのキャピタルゲインの課税という問題は検討をして、所得税法の九条一項十一号の有価証券の譲渡所得の問題とも関係がありますから、それらを含めて検討をしなければならないをわめて大事な時期に來ているのだというふうに思つてあります。資産の移転の際に、それまでに生じたキャピタルゲインに対する課税清算をやるうというシャウブ勧告の考え方というものがずっと後退をして、日本の税制の中では今日ほど生かされていない。それはそれなりの時代の動きがあつたと思うのですが、こういうふうに日本の税制が抜本的に検討されなければならぬときには、たゞ税制調査会に昨年十一月十二日に一つの検討材料の中に入れて、問題提起をいたしてござりますので、もう少し税制調査会での御審議の推移を見守らせていただきたいと考えております。

次非課税という原則の中で課税の対象として取り上げるべきものが追加されてきたといふ経緯はございませんけれども、もう少し笑つ込んで課税すべき範囲を洗い直すべきではなかろうか。一般的に全部課税の方に切りかえていくことにつきましては、これはやはり完全な把握の体制ができるかできないかという利子所得の総合課税の場合と同じような非常な難問がございますので、それを待たずに、むしろ原則非課税というシステムの中でも、いまのここまででは課税しなくてはいけないという範囲をもう少し広げて考えるべきではないだろうか。

そこで、率直なところ、昨年の秋以降、利子配当課税を強化したいということと関係局に相談を持ちかけますとの並行いたしまして、いまのキャピタルゲイン課税の強化ができることならやるべきではないだろうか。勉強してほしいということを頼んだだけです。先方の担当局長も、御承知の男でございますから、まともに受けとめまして勉強をしてくれたわけでございます。ただ、残念な解決法をお互いに見出すように勉強しようではないかということに私と彼との間はなっておりま

す。
きの心理的な問題はともかくとして、ある時期を経過すればそんなことはないんじゃないのかな、ざいますけれども、もう少し勉強しようではないのかな、同じようないきたい、かのように考えております。おつしやいましたように、現に少なくともたてまえ上は課税している国でちゃんと資本市場が成り立っているんではないか。いや、それじゃ一体どうやってその国は課税しているのか、税法が現実にどう動いているのかということもひとつなるべく早い機会にもう少し具体的に勉強をしてみて、それが日本の市場の場合にうまく適合できるという自信を持つたいい解决策を二人で探そうではないかということになつております。具体的な案がいまだにお出しできないのはまことに申しわけないのですが、もう少し時間をいただきますして、いま私が申し上げたような方向で努力をさせて貰いたいと思います。

○村山(喜)委員 不公正税制というそしりがあるその背景には、やはり総合所得課税の原則というものが骨抜きになつて、そしてフローの面についてではこれは課税がたやすくされるけれども、得るに至らなかつたのでござりますが、もう少し時間をお互いに見出すように勉強しようではないかということに私と彼との間はなつております。

その場合に、最大の問題としていま言われておりますのは、昔から言われておりますことでもございますが、資本市場に対して非常に不測の影響を与えることがないようにして配慮、これはやはりどうしても必要だらうと思います。それから、原則課税ということにはなかなかいけないといふその裏には、やはり個人株主が非常に減つてしまつて、非常に小口の投資家というものに無用の恐怖心を与えないといふような、きわめて現実的な物の考え方というのも必要だらう。ただ、有価証券市場が全体としてシユリンクしてしまうということは、これは制度改正がたとえば発表になつたとかあるいは記事になつたといふと

ということをございますから、そこで、その土壤におきましておつしやるような御意見、それを十分頭に入れながらこれを研究していただくといふふうに持つていただきたい、かのように考えております。

○村山(喜)委員 婦属所得の問題ですね、家賃、地代、こういうような問題は、日本の場合には従来は資産やサービスの生む利益は所得としては考えない、こういうことでございました。固定資産税では考えられておるわけですが、そういう所得

税の中で問題を考えることはお見えになつてないのか。この点を私たちにはやはり国民の公正な税制の上から見まして——田中さんのように大邸宅に住んで、そうしてそれを自由に使って、それが生まるところの利益というものを享受していらっしゃる人もある。中には、三層間に二人とか住むような状態の住居の狭い中の生活を余儀なくされている人たちもおるわけです。この場合に、国税局の場合は、たとえば会社が支給をする家がある、それを無料で提供した場合には、それだけの所得があるものとして課税をするべき

と私は思うのです。そして、やはり税制の体系といふものが、課税対象の大部が流動性に乏しい不動産を対象にして課税を強化するという方向

か考えられていない。そういうような面から、私は、やはり有価証券の譲渡所得に対する課税なりあるいはキャピタルゲインの課税という問題は、今日的な資産の構成の内容に関する問題であり、これはやはり課税を公正にやるという立場から問題をもつと突き詰めて、税調あたりで検討された結果をこの大蔵委員会にも出していただいて、そ

うして公正な課税が行われるような措置をおとりを願いたい。こういう考え方には、大蔵大臣、いかがでございますか。

○坊谷務大臣 先ほど来申し上げておりますが、中期税制におきましては、税制の材料といふもの

が单一租税であるという場合には、それはインビューテッドインカムというものも取り入れてこまでも別途にその資産を保有しているという考え方ではないとか、いう考え方があると思うのです。ただ、複数租税であって、固定資産税は課税するものではござりますけれども、そういう負担をするということとあわせて考えるべき問題になるかもしれません。つまり、所得税が单一租税であるという場合には、それはインビューテッドインカムというものが確かにありますと、やはり納税者一人がいろいろな負担をするということとあわせて考えるべき

ことになりますと、やはりそれは全体の負担の配分としてどう考えたらよろしいかという別の角度がもう一つ出てくるのかもしれない。それからもう一つは、かなりアカデミックに説明しないとわからない話でございまして、いまの日本で、所得配分でそれは所得に上積みしてこれだけ税がござりますよと言つて、ああそうかというわけになかなかならないかもしないという面もござりますので、いま申し上げたようないろいろな角度を取り入れながら、今後なお論議の対象にはなるべき性質のものだ、そのように私としては受けとめております。

○村山(喜)委員 これはなかなか取りにくいだろうとは思いますが、検討の課題として御研究を願いたいと思います。

時間の関係がござりますから、あと一点だけお伺いしておきますが、これは、災害を受けた場合、住宅ローンを借りましてちょうど返済中の権利者、その場合にはローンの返済がまだ済まないうちに家が流失をしてしまった、そして復旧の費用をまた負担をしなければならない、こういう問題が二重の災難として出てくるわけですね。

そこで、これは昨年の災害のときいろいろ当事者間で検討をいたしまして、そういう流失をしります場合には、まさしくおつしやいましたよう

引当金の対象物件として処理をしてもらいたい、これは当時銀行協会の方に申し入れをして、そうして協議をしたようございます。その場合に、そういうようなことで返済扱いにしなければまたローンを借りることかできない、こういうことになりますと、返済不能という処理の形をとった場合には、それだけの利益を譲渡されたという形になつて、譲渡税がかかるという問題が税法上は出てくる、こういうようなことから、五百万のローンの残高があつた場合には五百円の贈与を受けたものとして課税をされたのはかなわぬ、何とかここ辺を税法の上でもしてもらいたいというような要請がありまして、これは検討課題ということになつておつたと思うのですが、こういうような場合はどういう処理が適当であり、なされたのか、このお答えをいただきたいのが一つでございます。

それからもう一つは、これは主税局で検討をしておるという話でございました。というのは、が

け下に家があつて、そして立ち退き勧告を受けて

いる。そこで、自分の持つてゐる他の土地を売つて住宅を建設した場合には、先ほどの佐藤委員の質問ではございませんが、そういうような場合には特別の措置を講ずることが必要ではないか、こういうことで、ではそれはどこが認定をした場合には、それはそういう政策上必要であるといふことで移転を要請されることになるのだから、この問題についてもひとつ検討をしてみましょうといふことで、当時主税局の方では話をされたやに私はここにメモを持っているわけございますが、こういうような場合はどのような措置をおとりになるつもりであるのか。まだ災害はことしはやつてしませんけれども、去年と同じような大災害が発生をした場合に、私は所得税の場合も純資産の増加額に伴う課税というのが原則であるべきである、その場合に災害等が発生いたしまして資産を喪失するというような場合にいろいろな対策を講

じなければならない、こういうことから問題を提起しているわけでございまして、そのようなことに対してもどういうふうに大蔵省としては考えるかをお答えいただきたいのです。

○大蔵政府委員 御質問の前段のローンを返済の途中で災害を受けた、その場合に、家屋が滅失等いたしますれば、それは雑損控除か災免法かどちらかの適用はまずございますが、そのほかに、銀行側がこれを返済不能という処理をした、そうなれば、銀行が明らかに返済不能の処理をして、もう何らの請求権を持たないというのであれば、それは銀行にとっては貸し倒れになると思ひます。それから今度は税務の側で、一般論としては、債務免除を受けますすればそれに相当する贈与を受けたということになりますけれども、しかし、そ

の場合にも、相続税法の八条で「債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、当該債務の全部又は一部の免除を受けたとき」というときには課税対象から除外するといふことがございまして、おっしゃるような事例は当然この規定を適用していいのではないかなかろうか。つまり、災免なり雑損で、こつちは損を見ているのだから、こつちは受贈益があつたなんて言わなくともそれはいいのではないかというように私としては考えます。国税庁の方でも恐らくその取り扱いをしてくれると思ひますが、なお確認が必要であれば次長からいたしたいと思います。

後段の問題は、実は前々から御指摘がございまして、検討を続けていることは事実でございますが、どうもいまのところこうしていただけば適用できますという結論が出ておりません。なかなか現行法ではむづかしい。ちょっと申しわけございませんが、ただいままでの検討ではそういうお答えしかできない状況でございます。

○山橋政府委員 ただいまのお話は、主税局長のお答えしたとおりでございまして、そのような応答の趣旨をつけて現地の名古屋国税局の方には通知をしているところでございます。

○村山(書)委員 いまの立ち退き勧告の問題です

第一類第五号 大蔵委員会議録第十三号 昭和五十二年三月二十三日